

平成 19 年第 9 回にかほ市議会定例会会議録（第 5 号）

1、本日の出席議員（ 24 名 ）

1 番	飯 尾 善 紀	2 番	佐々木 正 勝
3 番	市 川 雄 次	4 番	池 田 好 隆
5 番	宮 崎 信 一	6 番	佐 藤 文 昭
7 番	佐々木 正 明	8 番	小 川 正 文
9 番	伊 藤 知	10 番	加 藤 照 美
11 番	佐々木 弘 志	12 番	村 上 次 郎
13 番	菊 地 衛	14 番	佐々木 清 勝
15 番	榊 原 均	16 番	竹 内 賢
17 番	佐 藤 元	18 番	斎 藤 修 市
19 番	佐々木 平 嗣	20 番	池 田 甚 一
21 番	本 藤 敏 夫	22 番	佐々木 正 己
23 番	山 田 明	24 番	竹 内 睦 夫

1、本日の欠席議員（ な し ）

1、職務のため議場に出席した事務局職員は次のとおりである。

議 会 事 務 局 長	竹 内 享 一	局 長 補 佐	佐 藤 谷 博 之
議 事 調 査 係 長	佐 藤 正 之	主 査	佐々木 美 佳

1、地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

市 長	横 山 忠 長	副 市 長	横 山 昭
教 育 長	三 浦 博	企 業 管 理 者	佐々木 勝 利
総 務 部 長	佐 藤 好 文	市 民 部 長	池 田 史 郎
健 康 福 祉 部 長	笹 森 和 雄	産 業 部 長	岩 井 敏 一
建 設 部 長	金 子 則 之	教 育 次 長	小 柳 伸 光
ガ ス 水 道 局 長	須 田 登 美 雄	消 防 長	中 津 博 行
総 務 部 総 務 課 長	齋 藤 隆 一	財 政 課 長	森 鉄 也
税 務 課 長	齋 藤 利 秀	情 報 シ ス テ ム 課 長	齋 藤 正 司
福 祉 事 務 所 長	細 矢 宗 良	農 漁 村 整 備 課 長	伊 藤 賢 二
観 光 課 長	武 藤 一 男	都 市 整 備 課 長	佐々木 義 明
ガ ス 水 道 局 管 理 課 長	佐 藤 俊 文	ガ ス 水 道 局 事 業 課 長	北 村 正

1、本日の議事日程は次のとおりである。

議事日程第5号

平成19年12月14日（金曜日）午前10時開議

- 第1 報告第3号 にかほ市観光開発株式会社の経営状況の報告について
- 第2 報告第4号 財団法人にかほ市開発公社の経営状況の報告について
- 第3 議案第101号 郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定について
- 第4 議案第102号 にかほ市個人情報保護条例の一部を改正する条例制定について
- 第5 議案第103号 にかほ市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第6 議案第104号 にかほ市税条例の一部を改正する条例制定について
- 第7 議案第105号 にかほ市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について
- 第8 議案第106号 にかほ市後期高齢者医療に関する条例制定について
- 第9 議案第107号 にかほ市ガス供給条例の一部を改正する条例制定について
- 第10 議案第108号 にかほ市水道事業給水条例の一部を改正する条例制定について
- 第11 議案第109号 にかほ市簡易水道等事業設置条例の一部を改正する条例制定について
- 第12 議案第110号 あらたに生じた土地の確認について
- 第13 議案第111号 字の区域の変更について
- 第14 議案第112号 土地の処分について
- 第15 議案第113号 損害賠償の額を定めることについて
- 第16 議案第114号 平成19年度にかほ市一般会計補正予算（第7号）
- 第17 議案第115号 平成19年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定補正予算（第3号）
- 第18 議案第116号 平成19年度にかほ市国民健康保険事業特別会計施設勘定補正予算（第2号）
- 第19 議案第117号 平成19年度にかほ市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 第20 議案第118号 平成19年度にかほ市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
- 第21 議案第119号 平成19年度にかほ市ガス事業会計補正予算（第3号）
- 第22 議案第120号 平成19年度にかほ市水道事業会計補正予算（第3号）
- 第23 一般会計予算特別委員会の設置
- 第24 議案及び陳情の付託

1、本日の会議に付した事件は次のとおりである。

議事日程第5号に同じ

午前10時00分 開 議

議長（竹内睦夫君） ただいまの出席議員は 23 人です。定足数に達していますので、会議は成立します。これから本日の会議を開きます。

日程に入る前に報告します。地方自治法第 121 条の規定に基づく出席者は、お手元に配付のとおりです。

日程第 1、報告第 3 号にかほ市観光開発株式会社の経営状況の報告について及び日程第 2、報告第 4 号財団法人にかほ市開発公社の経営状況の報告についての 2 件、日程第 3、議案第 101 号郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定についてから、日程第 22、議案第 120 号平成 19 年度にかほ市水道事業会計補正予算（第 3 号）までの 20 件、計 22 件を一括議題とします。

2 番佐々木正勝議員がただいま着席しましたので、報告します。

報告第 3 号にかほ市観光開発株式会社の経営状況の報告についての質疑を行います。

なお、発言は自席で行ってください。本日は質疑でございますので、自己の思いや意見等を入れないように注意して発言していただきたいと思います。

初めに、4 番池田好隆議員。

4 番（池田好隆君） にかほ市の観光開発株式会社の経営状況の報告、決算報告が提出されております。不明な点がありますので、2 点お伺いしたいと思います。

第 1 点、損益計算書の中に受託収益 1,200 万円、これは恐らく市との関係かとは思いますが、この 1,200 万円が 20 年度にはないようでございます。それで、この 1,200 万円の内容みたいなもの、若干のできれば根拠みたいなもの、その点をお伺いしたいと思います。

それから、2 丁目、あそこの駐車場のところに店舗が 2 つあるようですが、1 つは魚の関係、もう 1 つは農産物の直売ですか、そんな感じがします。それで、農産物の直売、私、委託方式と思っていたんですが、いろいろな資料を見ますと、これは直営方式ということですので、これ私の考えの誤りでございますので、訂正したいと思います。

農産物の直売所については、私の記憶では、今の店舗で 3 店舗目かなというぐらいの感じがあるんですが、漁協の関係、あるいは農産物直売の関係、その辺が、この会社とはどのような賃貸の内容といたしますか、委託の内容になっているのか、その辺をお聞きしたいと思います。

それと、この受託収益あたりの絡みがありますので、通告はしていませんでしたが、もう 1 点、簡単なことですので、お尋ねしたいと思いますので、何とかお許しいただきたいと思います。

19 年度の決算と 20 年度の予算、これを比べてみますと、宿泊の関係で 1,800 万円の増、つまり 20 年度予算ですね。それから、入浴の関係で 2,300 万円の増、これがあります。これは料金の値上げかなと私思ったんですが、その増の理由みたいなものをお尋ねしたいと思います。以上、3 点でございます。

議長（竹内睦夫君） 答弁、産業部長。

産業部長（岩井敏一君） 最初に、損益計算書の受託収益の内容でありますけれども、市が支払った指定管理料であります。市の平成 18 年度一般会計予算における保養センター「はまなす」の管理運営委託料 4,000 万円のうちの平成 18 年 10 月から 19 年 3 月分に相当するものであります。

保養センターでは、18年度の途中で4月から3月までの決算期を、10月から翌年の9月に変更しております。市では、9月末までに4,000万円中の2,800万円、10月以降に1,200万円、これらを支払っております。この1,200万円というのが損益計算書に計上されている受託収益ということになります。その内容ということですが、保養センター「はまなす」の管理運営という全般にわたるものであります。

それから、農産物の直売所の店舗ということでもありますけれども、19年3月で、それまで野菜の販売をしていたゴールドフレッシュという金浦の婦人団体、5名でありますけれども、この方々がこの売り場から撤退したいという申し出がありまして、その売り場を閉鎖ということになるわけでございますけれども、にぎわいの創出を目指す施設というか、周辺という地域でありますので、閉鎖してもおかれたいというようなことで、保養センター「はまなす」のほうへどうかというような相談になったわけでもあります。温泉保養センター「はまなす」の運営、経営の安定対策の一環でもあるというようなことで、「はまなす」の支配人と相談しまして、「はまなす」の経営の1つの施設として現在活用しているということでもあります。

それから、15期の決算と16期の予算の関係でありますけれども、先ほどの管理運営委託料との関係もありますけれども、15期におきましては、決算期が行政の決算期と「はまなす」の決算期が6ヵ月ずれているということをまず理解していただきたいと思っておりますけれども、行政でいうところの10月から3月までの半年分と、「はまなす」の決算でいうところの — まあ半年ずれているというようなことで、行政では半年分を、その管理委託料半年分を「はまなす」のほうでは入れて、「はまなす」のほうの使用料については半年分行政のほうへ納入したということで、15期については半年分の歳入歳出という計算になります。ただ、16期になりますと、「ねむの丘」と同じような会計処理ということになりまして、16期については市と「はまなす」との管理委託料とか、使用料をもらったりもらわなかったりするのをやめるということになっていきますので、15期では半期分を計上した決算になっていますし、16期については1年間をトータルした予算になっていますので、歳入のところでの宿泊料、休憩料、委託料については倍になっているという計算になります。以上です。

議長（竹内睦夫君） 4番池田好隆議員。

4番（池田好隆君） この店舗の関係ですけれども、農産物直売所、これは「はまなす」の会社の直営というふうなことです。そうしますと、人間の雇用の関係、それから仕入れの関係、これも全部「はまなす」の予算でやっているというふうに理解してもいいのかどうかということが1点。

それから、漁協の建物がありますけれども、魚売っている部分、あれはどんな感じになってますか。

議長（竹内睦夫君） 答弁、産業部長。

産業部長（岩井敏一君） 保養センター「はまなす」の販売施設の1つというようなことで、仕入れについてはそれぞれ地産地消という形でやっております。仕入れということで、そこから多少、何と申しますか、仕入れて売るという利幅もあるわけで、その仕入れた安い品物で保養センタ

－「はまなす」でそれも活用しているということです。それで、そこで対応している方は、パートということで、「はまなす」の管理になっております。

それから、漁協の関係ですけれども、漁協の関係につきましては、当初から旧金浦当時、建設当時から漁業会に入って販売しております。そういうことで、漁協のほうからは年間貸付料というようなことで、家屋、機械設備、これらについては17万8,000円ほどの利用料をいただいているところであります。

【4番（池田好隆君）「終わります」と呼ぶ】

議長（竹内睦夫君） 次に、22番佐々木正己議員の質疑を許します。22番佐々木正己議員。

22番（佐々木正己君） 11ページの第16期の事業計画予算です。今やりとりがありましたけれども、受託収益が計上されていません。経営方針の大転換だとも言えますし、正常な予算編成だというふうに評価をしたいと思います。ただ、計上しないで運営は大丈夫かというのが第1点であります。第2点目の宿泊料並びに入浴料の倍増は今のお話で了解しました。

次に、9ページに監査役の指摘があります。どういうことかといいますと、「はまなす」は豊富な温泉と一部放散している天然ガスがある。有効活用について検討するよという、非常に前向きで、私からすればおもしろい助言だなというふうに思いますが、会社並びに社長は、今後これを受けて検討するつもりなのか、あるいは既に着手しているということがあればお聞かせ願いたいということになります。

議長（竹内睦夫君） 答弁、産業部長。

産業部長（岩井敏一君） この事業計画に受託収益が計上になっていないということでもありますけれども、にかほ市観光開発株式会社のこれまでの経営内容は、市から受託収益、市では委託料として支出しておるわけですけれども、この受託収益を受けて、施設利用料である宿泊、休憩、入浴料を市へ納入し、受託収益のみで営業を行ってきておりましたけれども、第15期の後半の平成19年4月からの半年以降は、これまでやっている「ねむの丘」と同様の会計方式で、企業が得た収入により事業展開をするということにしております。このことから、第16期においては、市からの受託収益はありません。しかしながら、施設の宿泊、休憩、入浴料が前年比で1年分というようなことで増額になっておりますので、十分経営は可能と思っております。

それから、「はまなす」の監査役の指摘ですけれども、施設内を見渡しますと、まだまだ営業へプラスになる要素があると思われることからの御指摘と思っておりますけれども、例えば建物敷地内のスペースへ足湯施設を設置するなど、来館者からくつろいでいただく場所も考えられますので、取締役会などの意見を聞きながら、御指摘の豊富な資源の有効活用に向けて検討してまいりたいと思っております。

議長（竹内睦夫君） 22番佐々木正己番。

22番（佐々木正己君） 16期の会計年度始まりまして、約2ヵ月経過しているわけですが、この2ヵ月間の営業業績は思ったとおりの業績展開になっているかどうか、つかめていたら御答弁願います。

議長（竹内睦夫君） 答弁、産業部長。

産業部長（岩井敏一君） この2ヵ月間の営業状況ということで、特別確認はしておりませんが、この予算計上の経営利益に向けまして頑張っているものと思っております。

議長（竹内睦夫君） ほかに報告第3号に対する質疑ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 質疑なしと認めます。これで報告第3号の質疑を終わります。

次に、報告第4号財団法人にかほ市開発公社の経営状況の報告についての質疑を行います。質疑ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 質疑なしと認め、これで報告第4号の質疑を終わります。

次に、議案第101号郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定について及び議案第102号にかほ市個人情報保護条例の一部を改正する条例制定についての2件の質疑を行います。質疑ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第103号にかほ市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についての質疑を行います。

12番村上次郎議員。

12番（村上次郎君） この議案についてですが、新聞報道等を見ますと、国の人事院勧告、そして、その後の県の人事委員会の勧告、この内容は、共通点もあるようですが、違うところもあるやに聞いておりますので、その内容の骨子をお知らせ願いたいということが1つです。

で、今回の給与改正の提案というのは、両者の、国の人事院勧告、また、県の人事委員会勧告、これを受けながらだと思っておりますが、基本的には、私の認識では、国の人事院勧告ですとやってきているというふうに考えております。というのは、今回の補正予算書でも、国はこうであって、市の内容はこうだというのが基本になって出されております。ですから、今回、両者違うわけですので、どちらを中心に、あるいはどういうふうに決定して提案しているのかということと、これまで、そして、これから基本的なベースといえいいんですか、どこに足を置いて職員の給与を考えていくかということが大事なわけですが、これまで国の人事院勧告で来ているので、それが原則だとは思いますが、その点についてどのように考えてきているか、今後どのようにするつもりなのか、お尋ねします。

議長（竹内睦夫君） 答弁、総務部長。

総務部長（佐藤好文君） 今回の給与改定についての中の人事院勧告の関係、国、県の内容について初めにお答えします。

国の人事院勧告の内容は、民間との格差を埋めるために初任給を中心に若年層に限定した500円から2,000円までの給与月額引き上げ、子供等にかかわる扶養手当の支給月額を500円引き上げるものとなっております。また、期末勤勉手当については、民間の支給割合に見合うよう勤勉手当を年間0.05ヵ月の引き上げを行う内容となっております。秋田県人事委員会の勧告の内容は、給

料月額引き上げ、子供等にかかわる扶養手当の支給の月額引き上げについては人事院勧告に準じて改正されております。ただし、期末勤勉手当については、県内民間の賞与の年間支給月額が職員の年間支給月額を下回っていることから、期末手当の支給月額を0.1ヵ月引き下げる内容となっております。にかほ市におきましては、給与月額引き上げ、子供等にかかわる扶養手当の支給月額引き上げについては、県が国の人事院勧告に準じたのと同じく、国に準じた内容となっております。

期末勤勉手当については、先ほどお話ししましたとおり、国は0.05ヵ月の引き上げ、県は0.1ヵ月の引き下げとなっております。国と県の勧告内容が違っております。にかほ市といたしましては、にかほ市のラスパイレス指数91.4と県のラスパイレス指数101.1と比較し、8.7ポイント低いことや、他市町村の動向や職員組合との協議など総合的に検討した結果、今回は期末勤勉手当については据え置きといたしました。

なお、今後の職員改定における国、県の勧告に対するスタンスですけれども、その年々の勧告の内容を検討した上、国と県の違いが出てきた場合は判断してまいりたいと思っております。以上です。

議長（竹内睦夫君） 12番村上次郎議員。

12番（村上次郎君） はい、骨子はわかりました。

で、国のほうの勧告と県が合っているところはそのままということですが、ラスパイレス指数で期末勤勉手当を判断したというように受けとめられますが、この県との差がかなりあるわけで、これを今後県に近づけていくように頑張っていくのかということが1つと、今後、国、県の勧告を検討しながらということですが、その時々によって確かにそれは必要だと思いますが、基本はどこに置くのかという考えがあるのかないか。それがないと、どうもその時々過ぎて、不安定と言えいいですか、あまりにも振り回される、そういう心配がある。特に人事院勧告の場合も、これまでの調査では100人以上の事業所だったのを、去年かおとしあたりから50人に下げて、下がるような人事院勧告にするというような動きもあるわけで、これでは今後の職員の生活設計とかそういうことについても影響が及ぶだろうと。また、所得が少なくなれば地域振興のためにもマイナスになる心配があるということあるので、その辺の基本、それとラスパイレスの関係、質問します。

議長（竹内睦夫君） 答弁、総務部長。

総務部長（佐藤好文君） 今回、国、県の違いがありまして、据え置きとしたわけですがけれども、先ほども申し上げましたとおり、ラスパイレスの差だけでの判断で今回据え置きとしたわけではございません。繰り返しますけれども、県内の動向と、それから職員組合との話し合い等々を総合的に判断したということで御理解願いたいと思います。

それから、今後のスタンスですけれども、基本的には先ほど申し上げたとおりなわけですがけれども、市の給与水準を見た場合、国の人事院勧告よりも県の人事院勧告のほうが状況としては近いのではないかというふうには判断しております。ただし、今言ったとおり、ラスパイレスとの関係もございまして、その辺はその内容を見て判断していきたいというふうには考えているところでございます。

なお、待遇改善については制度上の中でさまざまなことが考えられますので、職員組合のほうと協議しながら、その待遇改善についても考えてまいりたいと思っているところでございます。以上です。

議長（竹内睦夫君） 12 番村上次郎議員。

12 番（村上次郎君） ラスパイレスの関係だけもう一つ聞きますが、この差は今後埋めていくと言えいいですか、県のラスパイレスに接近させていくつもりなのか、あるいは一定程度の差であればよしとしていくのかどうか、その点についてお尋ねします。

議長（竹内睦夫君） 答弁、総務部長。

総務部長（佐藤好文君） ラスパイレスについては、その職員構成、あるいは職員構成の中での大卒、高卒、あるいは年齢構成、途中採用、さまざまなことによりまして違って来るケースが考えられます。それで、すべて国の 100 という水準に引き上げるということは、これは不可能なことでございますので、ある一定の差はやむを得ないものと判断しております。

議長（竹内睦夫君） ほかに質疑ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） これで議案第 103 号に対する質疑を終わります。

次に、議案第 104 号にかほ市税条例の一部を改正する条例制定についての質疑を行います。初めに、16 番竹内賢議員。

16 番（竹内賢君） 19 年度予算では、いわゆる前納報奨金ということで 1,950 万円。で、報告では実績として 2,056 万 3,000 円となっておるといふに聞いております。この実績で、全期前納人数、途中からの前納もあるわけですので、全期前納の人数と税額、それから、この場合の口座振替と納付書による納付の人数と税額について伺います。それから、口座振替率が 35.68% ということで、県内では 3 番目の率に資料ではなっています。この場合の銀行、あるいは信用金庫、J A、それから現在ゆうちょ銀行になっていますが、郵政についての利用割合と手数料の額を伺います。

この改正によって全期前納率がやっぱり減るだろうというふうに判断されるわけですが、全期前納率がこのように多くなったというのは、例えば現在の低利率と、そういうような関係もあるわけですが、いずれ、市の財政のということで、収支のバランスが、まあそんなにはないというふうになると思いますが、これが例えば全期前納率が少なくなるということによって、一時借入等が多くなることはないのかどうか。それから、ゆうちょ銀行に移行後の公金手数料がどういう状態になっているのか。あわせて、一般の金融機関との兼ね合いがどうなっているのか、こういうことについて伺いたいと思います。

議長（竹内睦夫君） 答弁、総務部長。

総務部長（佐藤好文君） 市条例改正についての御説明をします。中で、前納報奨金の改正となっておりますので、その内容について御説明いたします。

前納報奨金 2,056 万 3,000 円の内訳ですが、全期前納人数と税額については、お配りしてあります資料にありますように、住民税については 2,217 人の 2 億 5,110 万円、固定資産税については

6,185 人の 5 億 2,745 万円でございます。このうち口座振替によるものが、住民税 563 人の 6,895 万円、固定資産税 2,135 人の 1 億 4,198 万円、納付書によるものが、住民税 1,654 人の 1 億 8,215 万円、固定資産税が 4,050 人の 3 億 8,546 万円でございます。

口座振替率 35.6%の金融機関ごとの内訳ですが、国保税を含めて税目が 4 つありますので、人数は延べ人数となりますが、北都銀行が 3,786 人で 34.58%、秋田銀行が 1,743 人で 15.92%、J A が 3,586 人で 32.76%、羽後信金が 702 人で 6.41%、郵便局、つまりゆうちょ銀行ですが、1,131 人で 10.33%となっております。

手数料は金融機関すべて同じで、1 件当たり 10 円となっております。ゆうちょ銀行の場合も、移行後も同様でございます。現時点での金融機関の手数料総計は 3 万 6,497 件で、消費税を含めると 38 万 3,200 円程度となっております。

次に、全期前納率が減少し、一時借入が多くなるということの御質問ですが、全期前納による税収が減少し、一時借入が多くなることも考えられますが、その額については現在のところ想定できません。また、想定しておりません。現在は、年度末から工事費など大口支払いに伴う補助金や起債の借り入れ収入までの間、できる限り一時借入を少なくするため、基金の振替運用などにより会計処理を行っております。仮の試算として、仮に平成 19 年度の前納実績額 5 億 2,745 万 3,000 円の全員が前納をやめたと仮定した場合、1 期分のみの納付となります。したがって、5 月末では残り 3 期分、3 億 9,558 万 9,750 円が減収となります。この額を全額、仮に一時借入に充てたとした場合に、借入利息を年 2.375%、借入期間を納付書の発行から 5 月末までの 17 日間と想定した場合、利息は 43 万 7,588 円となります。今申し上げましたのは、固定資産税を例にして申し上げております。この利息と固定資産税にかかわる平成 19 年度前納報奨金の実績額 1,513 万 9,600 円との支出比較をしてみますと明らかなように、前納報奨金制度の廃止により一時的な資金不足が仮に生じたとしても、一時借入での対応をしたとしても、大きな歳出削減につながるものと考えております。以上です。

議長（竹内睦夫君） 16 番竹内賢議員。

16 番（竹内賢君） いや、今お聞きした内容、全部が全期前納ですか、全期ですか。私は、例えば、1 期は 1 回 1 期だけ納めて、あと 2、3、4 を前納するとか、そういうものはなくて、今の 2,563 万 3,000 円に対応した内容というのは、全部がいわゆる全期前納と、こういう形になっているのか、これを 1 回確認したいと思います。

それから、もう一つ、県の公金収納の関係で、旧郵政公社と自治体が対立しているという話が新聞等に載っています。で、銀行のほうでも、県に対してはやっぱり、何ていうか、今ゼロ円ですけれども、それを引き上げたいと、そういうような話があるんですけども、市のこの公金の納入に対しては、そういう金融機関からの話は全然ないと、こういう理解でいいんですか。

議長（竹内睦夫君） 答弁、総務部長。

総務部長（佐藤好文君） 今、御説明申し上げました全期前納ということは、つまり 1 期分のときに残りすべてを納めるということで、そのことによるデータに基づいた説明でございます。

それから、金融機関からの手数料について、1 件当たり 10 円ということになっているわけです。

けれども、それについての値上げだとか、そういう申し入れだとか、協議とか、話とかはございません。

【16番（竹内賢君）「はい、いいです」と呼ぶ】

議長（竹内睦夫君） 次に、12番村上次郎議員。

12番（村上次郎君） 同じ議案なんですけど、市民が自分の場合どうなるのかという、まあこれ議案見ればわかるんですが、現在はこうで、そして、来年度はこうなる、再来年度はこうだというふうなのを一つのサンプルで示してもらったらいいのかなということで、質問します。

それから、今、ガス水道の関係もあって、いずれも改定ということで、それぞれの期間があるんですが、1年で廃止するよりは2年で廃止するというのは、激変緩和まではいかないにしても、そういう配慮があるということは大変いいと思うんですが、今回一気にやらないで、1回に分けたと、2年度にまたがったという配慮内容などありましたら、お知らせ願いたいと思います。

議長（竹内睦夫君） 答弁、総務部長。

総務部長（佐藤好文君） 今後の全期前納制度が廃止された場合の影響額について具体例をもとにお話しします。

住民税についてですけれども、平均的な年税額は13万1,500円となっております。これに基づきまして計算しますと、19年度では前納報奨金が3,200円であります。20年度は100分の0.5となりますので、1,600円となります。そして、21年度からの廃止でゼロということになります。

なお、報奨金の限度額が2万円となる年税額は19年度においては80万円以上の方の場合でございます。20年度はその倍になりまして、160万円以上となります。今年度限度額を超えた方は18人です。20年度はその半分の9人となる見込みでございます。

次に、固定資産税についてです。法人税を省く個人の平均的な年税額6万1,000円で計算してみますと、19年度では2,200円、20年度では1,100円、21年度は廃止となりゼロとなります。報奨金の限度額2万円となる年税額は19年度では53万6,000円以上の場合であり、20年度は107万2,000円以上の場合となります。今年度限度額を超えた方は19名、20年度は2名となります。

次に、2年間での廃止という移行期間を設けたということの、その理由でございますが、今御質問がありましたとおり、該当者の方々への緩和措置として、また、県内のこれまでの廃止における経過措置の状況を考慮し、2年間で廃止するものとしたものでございます。以上です。

議長（竹内睦夫君） ほかに質疑ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） なければ、これで議案第104号の質疑を終わります。

次に、議案第105号にかほ市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定についての質疑を行います。22番佐々木正己議員。

22番（佐々木正己君） 20ページの第12条の1及び12条の2についてお尋ねいたします。

前段ですが、これは私の読み方というか、まとめ方は、早い話が、世帯主は特別徴収できる世帯で、世帯主が特別徴収の方法で徴収するとある、まあ私なりにまとめたんですが、これが合っているか間違っているか指摘していただければと思うんですけれども、これは自動的に特別徴収で徴収

するんだよという条例なのかどうかということです。それから、2項では、これもなかなか何回読んでもわかりにくくて、これは多分世帯主以外の65歳以上の納税義務者を指しているのだらうというふうに思うんですけども、その人からは承諾がなければ特別徴収はできないよということの条例であると解していいのかどうかということであります。

議長（竹内睦夫君） 答弁、市民部長。

市民部長（池田史郎君） それでは、議案第105号の質疑の第1点目についてお答え申し上げます。

条例第12条第1項は、平成18年6月21日に改正され、施行は来年、平成20年4月の予定の地方税法第706条第2項を準用した条文となっております。初日の補足説明でも申し上げましたとおり、世帯の国保の被保険者全員が65歳以上75歳未満、その世帯主であって、かつ年額18万円以上の年金を受給しており、なおかつ国保税と介護保険料の合算額が年金の2分の1を超えない場合、この場合に世帯主から特別徴収するというものでございます。それで、佐々木議員お見込みのとおり、これは自動的に行われるものでございます。

それから、第2点目の第12条第2項についてでございますが、第1項はこの条文の冒頭にもございますように、当該年度の初日においてと、こういう今申し上げました条件にある場合の条項でございますが、第2項では、その年度の4月2日から順序に世帯主の年齢条件等によって特別徴収義務者に移行してくる人が出てくるわけです。その人の、その年度の4月2日から8月1日まで、そういう年齢到達などの条件によって、新たに国保税の特別徴収の要件を満たす世帯主になった場合には、当該年度について特別徴収ができるとしたものでございます。

それで、御質問の国保税は、あくまでも基本は世帯主課税でございますので、御質問の世帯主以外の納税義務者を指しているものではございません。また、この場合、普通徴収、または特別徴収については、保険者が選択できるものでございまして、特別徴収の対象となる被保険者の承諾は必要としません。

なお、「特別徴収できる」という条項の表現になっておりますが、この場合も保険者としてのにかほ市としましては、特別徴収で臨む方針でございます。

議長（竹内睦夫君） 22番佐々木正己議員。

22番（佐々木正己君） 第1項は了解しました。

今の2項ですけれども、途中から特別徴収される資格になるときは、でも、この条文を読みますと、これは自動的に徴収できない条文でないかと私は思うんですよ。だって、できるー上のほうはスルーでいいんですけども、できるということになれば、できない場面もあるのではないかと私は思っているんです。で、世帯主以外の納税義務者ではないということはわかりました。私のこれは勘違いですが、徴収の方法は途中からそういう、まあ格上げというんですか、その資格者になった場合も、この条文を見ますと、世帯主から特別徴収をしますよという何らかの承諾、意思表示を得てからでないと、一方的に市のほうで第1項みたいに特別徴収は強制的にはできないように解しますが、もう一度御見解をお願いします。

議長（竹内睦夫君） 答弁、市民部長。

市民部長（池田史郎君） 第2項については、特別徴収の方法によって徴収することができるということでございます。あくまでも保険者として特別徴収の方法によって徴収できるということでございます。したがって、保険者としてのかほ市としてはこの方針で行くということでございます。

議長（竹内睦夫君） 22番佐々木正己議員。

22番（佐々木正己君） そうしますと、1項も2項も同じ効力と同じ内容だとすれば、文言を第2項でも徴収するというふうにわかりやすくしたほうがいいと思うんですが、いかがでしょうか。

議長（竹内睦夫君） 答弁、市民部長。

市民部長（池田史郎君） 保険者としての自治体によっては、この第2項のところですね、「特別徴収することができる」とありますので、やらないで、普通徴収のほうでやる自治体も全国的にはあるかもしれません。特別徴収できるという条項ですので、にかほ市としては、この場合であっても特別徴収で臨むと、こういうことでございます。

議長（竹内睦夫君） 22番佐々木正己議員。最後です。

22番（佐々木正己君） これはあくまでも市の条例ですので、ほかの市が普通徴収するためにできるという文言でも、それは別に構わないわけですがけれども、にかほ市とすれば、いや、普通徴収はしないんだと、はなから特別徴収でいくとすれば、あえて紛らわしい文言にしないで、第1項と同じように「特別徴収をする」というほうが誤解を生じないと思いますが、検討する余地は全くないのですか。

議長（竹内睦夫君） 答弁、市民部長。

市民部長（池田史郎君） 含みのある、「徴収することができる」という条文でございますので、その条文はそのまま残して、で、実際の実施の段階で、市としては特別徴収で臨むということで臨みたいと思っております。

議長（竹内睦夫君） ほかに質疑ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） なければ、これで議案第105号の質疑を終わります。

次に、議案第106号にかほ市後期高齢者医療に関する条例制定についての質疑を行います。質疑ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 質疑なければ、これで議案第106号の質疑を終わります。

次に、議案第107号にかほ市ガス供給条例の一部を改正する条例制定についての質疑を行います。初めに、16番竹内賢議員。

16番（竹内賢君） 附則の2で、生活保護世帯等についての特別措置について、1月から6月まで新条例と旧条例のいずれか少ない額を適用すると、いわゆる申し出を受けてとなっています。しかし、市長の市政報告では、ひとり暮らしの老人家庭や母子家庭など比較的所得の少ない家庭が大きな負担になるとして、20年度限りについては、生活支援をするということで対象者 — と言っています — 対象者の範囲で、そして、支給方法、実施時期等、具体的な制度内容について

今後検討し、来年度予算に計上するというふうになっています。その辺ちょっとわかりにくいので、わかりやすく説明をしていただきたい。というのは、前に全員協議会の際のやりとりも少しありますので、それで説明を、もっとわかりやすく、こういうふうにしてやる予定ですよと、検討しているんですよとってください。

議長（竹内睦夫君） 答弁、ガス水道局長。

ガス水道局長（須田登美雄君） それでは、御質問のほうの中で、若干誤解もあるようすけれども、私どものほうは前段のほうを説明したいと思います。

前段に書いてある附則につきましては、あくまでもガス料金の生活保護世帯等への特別措置というところでございます。生活保護法第6条第1項に規定する被保護者、またはそれと同一の世帯に属する者、またはその者及びこれと生計を一つにする親族のすべてが地方税法第295条第1項第2号、または第3項の規定により市町村税を課税することができないとされている者のいずれかに該当する使用者から申し出があったときは、6ヵ月間、6月30日まで新旧料金のいずれか安いほうへ対応するというものでございまして、ガス料金についてはこのとおりでございます。近年の石油や公共料金等の値上げに対応して、東北経済産業局のほうでこのような制度を反映させたもので、今回からの初めての適用となっているものでございまして、ガス事業については以上のとおりでございます。

後段につきましてはまた説明をお願いします。

議長（竹内睦夫君） 答弁、健康福祉部長。

健康福祉部長（笹森和雄君） それでは、私のほうから、御質問の後段の部分の生活支援関係についてお答えいたします。

今回のガス水道料金の改定に加えまして、最近の原油の高騰に伴いまして、市民の家計に与える負担も大変大きくなっているということから、比較的所得の少ない家庭に対しまして生活の支援をしていこうというものであります。これは平成20年度限りと考えております。具体的な制度の内容につきましては、対象者の範囲など、来年度予算に計上すべく今後検討してまいります。現時点で考えられることは、例えば対象者としては、ひとり暮らしの高齢者や高齢者夫婦世帯、それに18歳未満の子供さんを扶養している母子世帯などが考えられると思います。いずれにいたしましても、支給方法、実施時期などにつきましても今後内部で検討していくこととなります。以上です。

議長（竹内睦夫君） 16番竹内賢議員。

16番（竹内賢君） 1つ目は、附則の、じゃ、1月から6月までのということで、申し出を受けてというふうになっています。で、申し出を受けて、いわゆる申請をしなければ、申し出をしなければ、この特別措置については受けられないという形になるとすれば、不公平になります。その点について、行政としてきちんと対応すると。こういうふうにしてアとイがあるわけですから、この人方に対してはきちんと対応しますよと、そういうことにならないのかどうか、申し出を受けなくても自動的にと。

それから、2つ目は、市長の言ったようなこと、ガス水道の料金引き上げに絡んでの話が報告の

中に載っていましたので、そうなのかというふうに考えたんですけれども、あくまでも別の時点でのじゃなくてだと、そういう理解でいいのか。この場合は具体的に、今検討中ということですが、検討の行き着く先というのは、これもやっぱり申し出というふうになるのか、それとも健康福祉部としてきちんと把握をして、そして、これの対応をしていくのか、その辺について。

議長（竹内睦夫君） 答弁、ガス水道局長。

ガス水道局長（須田登美雄君） 自動的に適用させていただきたいというような趣旨でございますけれども、私どもも思いは同じでございます。ただ、残念ながら個人情報というふうな関連もございまして、私どものほうでは対象者がだれかまるっきり把握しておりません。したがって、そういう案内も私方は出すことができませんので、そういうふうな人がどこにどういうふうにいるのかというふうなことの情報を持っておりませんので、残念ながら適用ができないということで、今後そういう世帯に、福祉部門、それから税部門のほうと協議しながら、できるだけ多くの人方にやっていただけるような方法をということで今検討している最中でございます。福祉部長のほうとの協議では、ある程度、福祉事務所のほうで文書の配送までやっていただけるというようなことまで一応詰まっておりますので、できるだけそういうふうにして対象者を広げていきたいというふうに考えているところでございます。

議長（竹内睦夫君） 答弁、健康福祉部長。

健康福祉部長（笹森和雄君） 今回の制度につきましては、あくまでも物価等の高騰によりまして、生活を圧迫している部分につきましては、幾らかでも所得の少ない方に支援していこうという考え方であります。

それから、申し出によるのかどうかということでもありますけれども、不公平感のないように、なるべくそちらの方法を考えまして実施したいと思っております。

議長（竹内睦夫君） 16番竹内賢議員。

16番（竹内賢君） ガス水道局長の話、ちょっとわからないんですよ。まあ個人情報というのがありました。で、例えば、一般質問等でも言われましたけれども、個人に、いわゆる障害者の税金の控除についてということでは個人にやりますよと、そういう話があるわけですね。そうすると、今の水道局長の言ったのはそれとまた全然別で、そして、後段のほうでは福祉事務所等と相談をしながらということになっているわけですよ。したがって、この場合は、アとイの場合はわかるわけですよ、行政としてはつかんでいるわけでしょう。つかめるわけでしょう。ガス水道局としてはつかんでいなくても、市の情報の中ではきちんとつかんでいるわけですね。そういう人方が、こういういわゆる、あなた方 — あなた方というか、当局の方針によって、それも1月1日というような、十分な期間がない中で実施されるわけですよ。そういう人方にきちんとやっぱり、少なくともこういう形では対応しますよと、申しわけないけれども我慢してください、こういう形になるんじゃないですか。そうすると、これはやっぱりきちんとやりますというふうに出てくるのが当たり前じゃないですか、その点について伺います。

議長（竹内睦夫君） 答弁、ガス水道局長。

ガス水道局長（須田登美雄君） 確かに担当部門のほうでは把握はしているとは思っておりま

す。ただ、私方としてはわかっていないということで、私方のほうとしてはその情報というものをつかんでいないものですから個別の対応ができないということで申し上げているのでございまして、したがって、担当課のほうと協議、協力を得ながら、できるだけ多くの人にそういうふうな情報を発信していきたいということでお答えしたつもりでございます。

また、確かにアのほうにつきましては、ある程度、対象者もそんなに多くはございません。しかし、イとなりますと、相当の数がおられると思います。全世帯ということで考えますと、その中でさらに供給区域内ということになりますと、これらにつきましては、残念ながら市当局のほうでもそれは全部は把握はし切れないものというふうなことで、あわせながら、できるだけ多くの情報発信をして、迷惑をかけないようにしながら対応していきたいということで今考えているところでございます。

議長（竹内睦夫君） 健康福祉部長、答弁。

健康福祉部長（笹森和雄君） 生保関係のうちのほうの担当課といたしましては、現在、対象者となる世帯を市のケースワーカーが1軒ずつ訪問しながら説明しまして、特別措置申請の申請書の配布と回収を今現在行っているところです。

議長（竹内睦夫君） いいですか。

【16番（竹内賢君）「いや、議長、だめだかな」と呼ぶ】

議長（竹内睦夫君） 最後ですから。16番竹内賢議員。聞きたい要点をきちっと言ってください。

16番（竹内賢君） いや、今の局長の話を聞いていますと、徹底するのかもしれないのか。結局このガス料金というのは確かに市民のものだと言うけれども、あなたのほうで — あなたのほうというか、行政がやっぱりやるわけですよ。したがって、それに、何ていうか、容易でないという人方に対してきちんとやっぱり対応しますよと、そこが — しますよと言えませんか。

議長（竹内睦夫君） 答弁、ガス水道局長。

ガス水道局長（須田登美雄君） 私どもが経済産業局から申し受けをされたのは、あくまでも申し出によりということになっております。したがって、その方向でいきたいということに考えておりますけれども、ある程度、申し出ということだけでなく、できるだけ多くのそういうふうな情報を発信して、1人でも多くの人を救済したいということで、こういうふうの説明しているつもりでございます。

議長（竹内睦夫君） これで16番竹内賢議員の議案第107号に対する質疑を終わります。

所用のため11時15分まで休憩します。

午前11時4分 休憩

午前11時14分 再開

議長（竹内睦夫君） 休憩前に引き続き会議を開き、引き続き議案第107号に対する質疑を続行

します。

次に、4番池田好隆議員。

4番（池田好隆君） 通告の3点についてお伺いいたします。

今定例会にガス料金、それから水道料金、これの合併協定に基づく料金の統一、あるいは値上げ、こういうふうな考え方から、両条例を提案しているわけですが、このガス供給条例につきましては、見直しよりも、どちらかといいますと、熱変事業の償却、これが大きい要素かなというふうに私は受けとめております。そういった考え方から、3点お伺いをいたします。

第1点、改定率の関係でございますが、16.72%、つまり東北経済産業局との協議に基づいたものでしょうけれども、16.72%の内示と、こういうふうにあるわけでございます。行財政改革大綱、ここでも公営企業の記述がありますが、そこには3%引き上げと、こういうふうな文言も目についたわけでありまして。この辺について、整合は特にないんでしょうけれども、その辺のところ、ちょっとお伺いしたいというのが第1点でございます。

それから、第2点、料金の実施で、20年1月1日、さきの議員協議会でもいろいろお話が出て、もうちょっと早く措置できなかったというふうなお話があったわけですが、それを受けてということだと思いますけれども、12月の広報には、「料金改定を協議中」と、議会と相談中と、こういうことなんでしょうけれども、こういうことで、12月1日の広報に初めて、この料金改定の市民への報告といいますか、これがなされたということでございます。

議会にもいろいろ報告があったわけですが、9月の初めに、東北経済産業局に認可申請を出したということでございます。その前に、公営企業の運営審議会、これの意向も当然承って申請に及んだということだと思います。申請の後、特別監査云々と、こういうふうな説明もありました。それで、正式な国との協議だと思んですが、協議については、協議が調ってからかどうかわかりませんが、申請してから4ヵ月ぐらい云々と、つまり実施日といいますか、その辺の説明もなされたわけですが、こういうふうな単なる旧3町の統一と若干趣が違ふという内容でございますので、もうちょっと事前に周知を図る方法がなかったのかというふうな感じを強く持ちます。これは時間的にはどうにもならなかったことかと思えますけれども、再度この点についてお伺いします。

それから、第3点目であります。18年度のガス事業の決算では、暖冬の影響から、6.3%売上が減じたと、これによって1億2,400万円の赤字が生じたと。まあ繰越欠損金もあるわけですが、今回の改定については、熱変事業の償却、この辺あたりで、現在のこの料金で推移するのは大体5年間ぐらいかなと、こういうふうな説明もありました。この5年間ぐらいの状況で、熱量アップによる新たな需要減、そういうものも期待するんでしょうし、一生懸命頑張ると思いますが、5年間ぐらい見た場合、財政の健全化、こういったことについて不安はないかどうか、絶対大丈夫だということなのか、その決意のほどをちょっとお伺いしたいと思います。

それから、財政の絡みですが、行財政改革では、民間事業への事業譲渡、これについて20年度から検討を始める、こういうふうなことでございます。事業譲渡につきましてはいろいろな、当然公営企業としての基本的な考え方、そういうものがあると思います。余力を持ちながら譲渡を検討するというやり方もあるでしょうし、どうにも立ち行かなくなった、そうってから譲渡の検討、

こういうふうなことなんかもあるんでしょうけれども、この譲渡等について現時点での基本的な考え方、つまり来年度から検討に着手するわけですから、その辺も一つお伺いしたいなと、そう思います。以上3点、よろしくお願いします。

議長（竹内睦夫君） 答弁、ガス水道局長。

ガス水道局長（須田登美雄君） それでは、お答えをいたします。

最初の改定率と行財政改革大綱との整合性でございます。大綱につきましては、作成した平成17年度において、この時点においてはまだ熱量変更事業が真っ最中でありまして、熱変の事業の全容がつかみ切れていないというふうなことで、そういうこともありまして、収益的収支をベースとした引き上げとして率を示していたものでございます。

しかしながら、今回の料金改定につきましては、熱変事業の終了に伴う総原価の見直しによる改定が主となっております。今回の改定率もこれらにより算出されております。算定基準の内容が異なっていたことから、大綱の3%と今回の改定率に開きが出てきたものでございます。

2つ目の事前の周知を図る方法はなかったかということでございますが、私どももこの点に対しては大変危惧していた事項でもございます。東北経済産業局との兼ね合いもあり、ガス事業法上では認可を受け、供給約款の届け出をして、10日間の公表後に実施できるということになっておりますけれども、地方公営企業法上の条例の一部改正により議会の議決が必要でもございます。認可と議決という双方を考慮しながら、まだ確定していないものをどのような形で市民に知らせるかということは非常に難しい課題でありました。周知徹底を図るために、これまでこのようなことをやっけてまいりましたということで報告します。

9月3日に申請いたしまして、9月5日から7日までの3日間、特別監査を受けております。その結果、10月15日号の広報に都市ガス、上水道料金の統一を目指すとして、この時点で経済産業局との協議状況をお知らせしております。次に、10月31日に内示を受けておりますので、12月1日号の広報に都市ガス料金及び上水道料金の改定を協議中と題しまして、内示の状況を情報提供しております。

今後のこととなりますけれども、議決を受けた場合には、直ちに22か23日に供給区域内の新聞をとっている世帯ということとなりますけれども、「ガス水道だより」ということで、新聞折り込みでまた周知を図っていきたいというふうに考えているところでございます。また、市のホームページに掲載するということもあわせて行いまして、1月1日号に料金表など詳細についての折り込みをするというふうな考え方を今のところ持っているところでございます。

3つ目の財政の健全化について不安はないかということでございますけれども、公営ガス事業を取り巻く環境は年々厳しいものがございます。当地域においては既に熱変事業も終了しておりますけれども、国のIGF21計画に基づいた高カロリー化への対応には多額の投資を必要といたしました。また、エネルギー分野における規制緩和は時代の潮流でもあります。今後の規制緩和がさらなる進展が予想されることもありますから、エネルギー業界の競争がこれまで以上に激化されることが予想されています。今回、経営の健全化を目指しまして料金改定をお願いしているわけですが、全員協議会でも御説明しております熱変事業の費用をすべて回収するにはまだまだ本来であれ

ば値上げが必要でございますけれども、今回このような形で抑えた形になっております。したがって、不安を抱えた企業経営は昔も今も変わらないというふうな状況ではありますけれども、今回の料金改定で確実に一歩前進するということは間違いのないというふうに考えております。

また、民間への事業譲渡の基本方針ですが、経営形態の変更のメリット、デメリットなどについて十分比較検討するとともに、民営化への手法もさまざまな方針があるようでございます。県内におきましても、秋田市が平成 13 年、能代市が平成 14 年にそれぞれ民間に事業譲渡をしております。このような先行事例のいい点、より配慮すべき点を分析しながら検討してまいりたいと考えております。公営のまま存続させるか民営化するかについては、将来的な経営見通し、地域の実情等を踏まえまして、総合的かつ主体的に判断する必要がありますが、市民にとって利益が最大化できる民営化となるように全力を尽くしてまいりたいと考えております。以上でございます。

議長（竹内睦夫君） 4 番池田好隆議員。

4 番（池田好隆君） この改定率の件ですが、16.72%は理解したわけですが、例のこの行財政改革大綱、これは 17 年度につくっているわけですが、熱変事業、これは進行と申しますか、むしろ終了に近い段階での策定でございますので、熱変事業の要素、こういったものをある程度組み込んだ形の料金改定率と申しますか、そういうものをこの計画書にあげるべきでなかったのかというふうに考えますけれども、その点についても再度お伺いいたします。

それから、料金の実施ですが、20 年 1 月 1 日ということでございますので、議会議決後、今、局長から話があったように、チラシ、こういったものは内容をわかりやすく、需要家が理解しやすいような内容にしてほしいということですので、これはぜひひとつやっていただきたいと。

で、この料金実施の関係の申請後 4 ヶ月というふうな説明、たしか協議会あたりであったように記憶していますが、この申請後 4 ヶ月というのはこれはどうにもならない、国の考え方とかでどうにもならない考え方なのか、これを一つお伺いしたいと思っております。以上 2 点お願いします。

議長（竹内睦夫君） 答弁、ガス水道局長。

ガス水道局長（須田登美雄君） 行政改革大綱の 3%の件でございますけれども、確かにおっしゃるとおりそこまで見込んだものであれば、ある程度よかったのかと思っておりますけれども、17 年度の作成の時点におきましては、これから本番を迎えるというふうな状況下の中でございまして、残念ながらそこまで踏み込んだものは算定し切れなかったというふうなことでございます。

それから、内容については、パンフレットの内容につきましては、十分検討して、わかりやすいものをということで考えていきたいというふうに思います。

4 ヶ月間という件でございますけれども、これは私どものほうでも、やっぱり今のような観点、PR のような観点からもう少し余裕をできないかということをお願いもしたんですけれども、4 ヶ月でないだめだということで、残念ながら、そういうふうなことで今の月日は動かせないということでございます。

【4 番（池田好隆君）「もう一点」と呼ぶ】

議長（竹内睦夫君） 4 番池田好隆議員。

4 番（池田好隆君） この高カロリー化による需要増ですか、これは家庭用はちょっと別になる

と思いますけれども、全員協議会でもちょっと説明あったような感じがするんですが、この高カロリー化による需要増、これは工業用とかそういうものだと思いますけれども、20年度予算では、そういった高カロリー化による需要増といいますか、その辺あたりを、ある程度見当つけた予算規模といいますか、そういうものを組むおつもりですか、その点お伺いします。

議長（竹内睦夫君） 答弁、ガス水道局長。

ガス水道局長（須田登美雄君） まだ確かなことは申し上げる時期ではないんですがございますけれども、今、新たに1件、そういうふうな引き合いが来ております。まだそれは20年度のいつになるかということの時期は明確ではありませんし、また、どの程度の量かということも把握しておりません。今はそういうことの情報収集しているというふうなことで、まあそれをやるにしても相当数の工期を必要とするわけですので、4月当初からということではなくて、年度の途中の供給ということになるかと思いますが、できるだけそういうものを含めた、高カロリー化になったメリットを生かした経営ということで、そういうものも盛り込めれば良いなと思っておりますけれども、現在のところ、ただいま協議中でございますので、それらのほうの見通しをつけながら考慮していきたいというふうに考えております。

【4番（池田好隆君）「はい、終わります」と呼ぶ】

議長（竹内睦夫君） 次に、同じく議案第107号に対する質疑、12番村上次郎議員。

12番（村上次郎君） 3項目出しておりますが、2項目目については前議員の質疑、答弁で結構ですので、ここは省略したいと思います。

1つ目、単位について説明をしてください。簡潔で結構です。それから、これは特別措置などとの関係もありますので、料金未払いなどのためにガスの停止世帯、一定期間あるやに聞いてもおります。で、もしそれがあつたら何件ぐらいというふうなことをお知らせ願いたいと思います。

は省略します。

それから、3つ目ですが、特別措置との関係なんですが、生活保護非課税世帯がどれだけあつて、既に申し出が終わっているというような文面の感じもありましたので、既に終わっているのがあるか、あつたら何件、新たに申し出が必要な世帯は、というのは、これから検討する部分はちょっとわからないわけでしょうけれども、わかっている範囲で、範囲の確定がまだできていないので、数字的には難しい、答弁できにくいところもあると思いますが、わかる範囲でお知らせ願いたいと思います。それで、申し出の方法も、前に答弁ありましたので、おおよそわかりましたので、この点は簡潔で結構です。以上です。

議長（竹内睦夫君） 答弁、ガス水道局長。

ガス水道局長（須田登美雄君） それでは、最初に単位でございます。平成5年3月に計量法の改正がございまして、これに伴いまして、ガス事業で用いる単位をガス事業法改正時から平成11年9月までに順次、国際単位の基準、S Sと言っておりますけれども、この国際単位に移行するということになっております。主な単位といたしましては、熱量をあらわす単位で、従来キロカロリーというふうに表示していたものをジュールに、ガス消費量を示す単位で、従来、キロワット/hでしたけれども、ワットに変わっております。また、圧力を示す単位が従来、専門用語ですけれ

ども、ミリメートル水柱というふうに表示していたのですけれども、これがパスカルに表示が変わっております。これはガス事業だけでなく、気象庁で発表する天気予報など、多方面に適用されているものでございまして、ちなみに、既往単位との換算でございますけれども、1メガジュールというのは、238.899キロカロリーでございます。1キロワットといえますのは860キロカロリー/hです。それから、1パスカルは0.101971ミリメートル水柱というふうな、こういうふうな移行の形になっております。

また、議案のほうに載ってございましたウォッベ指数等、これらのものでございますけれども、ガスの品質を示す三大要素というようなものがございまして、これが熱量、圧力、燃焼性、これらが三大要素となつてございまして、この中でウォッベ指数というものは燃焼性の範囲を示す指数でございます。この計算値から外れたものを供給してはならないという既定でございまして、13Aガスとして安定した燃焼ができる範囲を定めたものでございまして、常にこの範囲のガスを送ることが義務づけられているものでございまして、これらの要素につきましては、私どもが勝手に決めたものではなくて、ガス事業法の規定に基づいて定められているものでございます。

次に、ガスの供給停止世帯でございますけれども、平成19年12月11日現在ということでございますが、仁賀保地区で3件、金浦地区で3件、計6件が供給停止となっております。いずれも滞納に基づくものでございます。

それから、生活保護と非課税世帯の数でございますけれども、これについては個人情報保護との観点からこちらでもまだ把握しておりませんが、生活保護世帯については、福祉事務所の協力によりまして、60件程度が対象というふうになっております。これらの具体的運用につきましては、先ほど福祉のほうからも話ありましたけれども、福祉事務所を通じまして、対象世帯の周知をお願いして、一緒に特別措置申請書も配布していただくということにしております。

非課税世帯につきましては、税務課とも相談をしておりますが、市全体で2,000件くらいというふうになっております。こちらは、ダイレクトメールというふうなことはいかないことから、お知らせなどで周知を行い、希望者等に申請書を配布するというようにしていきたいというふうを考えております。

税法上の規定もございまして、なかなか守秘義務というのは難しく、我々としても苦慮しているところでございます。運用面におきましては、申請において非課税世帯証明書等が必要になる場合もありますけれども、そうした場合には新たな費用が発生するというふうなこともあります。したがって、これらのものを発生させないように、本人の委任のもとにチェックできると、本人からの申請に基づいて行政のほうでチェックして、できるだけ多くの方に対応していただけるように税務課との協議をしているところでございます。これまでに既に申し出があった世帯からということでございますけれども、今のところまだ全然そういうものは来ておりません。すべてこれからというふう考えているところでございます。

議長（竹内睦夫君） 12番村上次郎議員。

12番（村上次郎君） ガスの停止している世帯が6世帯ということですが、これはずっと継続しているのか、一時的なものなのか、あるいは断続的なもの、いろいろあるかと思うんですが、状

況がわかりましたら、お知らせ願いたい。

議長（竹内睦夫君） 答弁、ガス水道局長。

ガス水道局長（須田登美雄君） まず、ガスあるいは水道も含めまして、毎月滞納の整理ということで御案内を差し上げ、供給停止処分も含めまして、実施しております。これらにつきましては本来はもっと数は余計です。ただ、滞納整理ということで一たんとめますと、お金を払っていただくので、その間で供給の停止をストップするというような観点から、一時的なものというふうに解釈しているんですけれども、中にはなかなか払わないでそのままという方も見受けられます。大概は供給停止した後でお支払いいただきまして、それを解除していくということで、毎月毎月移動があるというふうなのが現状でございます。

議長（竹内睦夫君） ほかに議案第 107 号に対する質疑ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 質疑なしと認めます。これで議案第 107 号の質疑を終わります。

次に、議案第 108 号にかほ市水道事業給水条例の一部を改正する条例制定についての質疑を行います。

初めに、4 番池田好隆議員。

4 番（池田好隆君） 2 つばかりお伺いします。

第 1 点目、これはガス事業とはちょっと状況が違うと思いますが、10.5%の見直しでございます。これも行財政改革大綱では料金改定は 5%引き上げと、こういうふうになっておりますが、これについても整合性についてお伺いいたします。

それから、2 つ目、料金改定の資料に 5 ヶ年の建設改良事業の説明があります。「前 3 ヶ年に大型事業が集中」とこういうふうに書きましたが、これは私の誤解でございまして、建設改良事業のほかに、例えば送水管工事、それから配水池建設、浄水場更新、こういった項目がついておりました。この辺を全部トータルしますと 5 ヶ年、それなりの事業費のバランスがとれているなど、こういうふうに見ましたので、これは私の考えの違いですので、答弁は要りません。

ただ、5 ヶ年の建設改良事業、資料が出ていましたので、1 点だけお伺いしたいと思います。22 年度に畑の浄水場、これはできた段階で議会も視察いたしました。立派にでき上がっておりますが、この浄水場の除マンガン施設工事ですか、これ 5 億円ぐらいの大きな金額が出ています。この点だけ 1 点、教えていただきたいと思えます。以上です。

議長（竹内睦夫君） 答弁、ガス水道局長。

ガス水道局長（須田登美雄君） それでは、先ほどのガスと同じように、行財政改革大綱との整合性でございます。これにつきましても 17 年度において作成したものでございまして、これは 10 月 29 日の議会全員協議会でも説明した資料もありますけれども、16 年度決算における料金収益約 4 億 5,555 万円を考慮し、その 5%を引き上げるものとして考えたものでございまして、計算しますと料金収入で約 4 億 7,830 万円となります。一方、今回の改定では、料金の統一構想にあわせ、石綿管の更新事業や旧施設の統廃合に要する費用、新規水源開発など、将来の設備投資に要する費用などを精査し、算定しております。しておりますけれども、年々収益が減少してきております。

18年度決算における料金収益が約4億3,500万円でございます。これをベースにして算定したものが10.5%になったものでございまして、その結果、改定後の料金収入は約4億8,880万円となりまして、当初の5%とそんなに大きな差はないのかなというふうに考えているものでございます。

それから、畑配水場との関連でございますけれども、記憶では、旧町合併以前から計画して、あのような施設を3カ年で完成したものでございますけれども、除マンガン施設につきましては、本来であれば当初でもやりたかったということなんですけれども、残念ながら予算的な面もありまして、今回はまず見送るというふうな形で、後づけでつけられるような態勢下になっているということでございますので、その計画を引き継ぎながら、新たな水源の確保とあわせながらそういうものもやっていきたいということでございます。今初めて出てきたというふうなものではございません。

【4番（池田好隆君）「はい、終わります」と呼ぶ】

議長（竹内睦夫君） 次に、12番村上次郎議員。

12番（村上次郎君） ガス同様に、水道料金未払いなどで水道の供給が停止されているというような例があったら、その内容と一緒にお知らせ願いたい。

それから、もう一つは、ガスの場合は生活保護世帯等への配慮がされているわけですが、水道の場合ないというのはどうなのかということもお知らせ願いたい。

それから、周知徹底は、ガスと違って若干期間がまだ先ですので、これからでも十分できる余地もあるわけですが、方法をどういうふうに考えているか、以上3点です。

議長（竹内睦夫君） 答弁、ガス水道局長。

ガス水道局長（須田登美雄君） それでは、お答えいたします。

最初に、供給停止の世帯でございますけれども、これも平成19年12月11日現在ですが、仁賀保地区で4件、金浦地区4件、象潟地区1件の計9件が現在供給停止処分となっております。いずれも滞納整理に基づくものでございます。

それから、2つ目の生活保護世帯等への配慮についてでございますけれども、ガス事業につきましては、ガス事業法の運用が大きいところでもあります。近年の石油類の高騰や公共料金の値上げに対しまして、東北経済産業省でも弱者保護の観点から、これらの施策を打ち出しているもので、今回の改定から初めて当地域にも反映されてきたものでございます。水道につきましては、特別このような指導もございませんでしたし、他の事業者でもこのような制度を適用したという事例も聞き及んでいなかったため、これまで同様の考え方で提示したものでございます。しかし、市政報告にもありましたけれども、低所得者への生活支援の方策、また、ガス事業とのバランスも考慮いたしまして、水道事業でもガス事業と同様の考え方で実施したいというふうに考えていきたいと思っております。

それから、料金の改定の統一の周知徹底でございますけれども、これまでガスと一緒に周知を回ってまいりましたけれども、今回の改定によりまして、用途の統一も図られたことにより、需要家によっては従来の使い方だと上がってしまうという需要家もいるため、そういうのも洗い出しなが

ら、企業を含めて事業者一人一人に個別の周知も考えているところでございます。また、ガス事業同様、市のホームページに掲載するとともに、新年になりまして、広報等も利用しながら概要を掲載し、料金表など詳細については折り込みなどをするというので、今後もPRに努めていきたいということでございます。

議長（竹内睦夫君） 12番村上次郎議員。

12番（村上次郎君） 水道に対する低所得者等、生活で難儀をしている人への配慮、これはすると、検討しているということですが、これは条例には附則等でガスは出しているわけですが、水道はそれがない。しかし、内容でやっていくということのようですが、実施時期、あるいはスタートと同時にガス並みに行くかどうか、その検討の度合いはどういうことになっているか、お知らせ願います。

議長（竹内睦夫君） 答弁、ガス水道局長。

ガス水道局長（須田登美雄君） 考え方はガスと同様の考え方を持っております。ただ、今の附則の件でございますけれども、水道のほうには附則はないわけなんですけれども、その他、施行規則、それらの中で管理者の権限のもとにそれらを採用できるということになっております。にかほ市水道事業供給条例規則第24条第1項第3号に、公益上、その他特別の理由があると認められたものについては料金等の軽減を行うことができるということがございますので、これらのことを考慮しながら運用で適用させていきたいというふうに考えているところでございます。

【12番（村上次郎君）「はい、終わります」と呼ぶ】

議長（竹内睦夫君） ほかに議案第108号に対する質疑ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） これで議案第108号の質疑を終わります。

次に、議案第109号にかほ市簡易水道等事業設置条例の一部を改正する条例制定についての質疑を行います。質疑ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 質疑なしと認めます。これで議案第109号の質疑を終わります。

次に、議案第110号あらたに生じた土地の確認についての質疑を行います。

12番村上次郎議員。

12番（村上次郎君） そこに4項目通告していますが、今の時期にここに確認するというのはどうしてこうなっているのかなということが1つ目。

それから、この確認によるメリット、デメリット、これは何か。

それから、このほかに確認の必要な土地というのは、前の議会で、にかほ市で土地がふえているところがあると、地方交付税の算入もあるというようなことの論議がありましたので、ほかに確認をしながらメリットに生かすところはないのかどうか。

4つ目は、これは提示された図面の仁賀保の港の左側、西側のほうに「工事中」と地図ではなっております。しかし、漁港関連整備事業等で、そこは舗装もし、魚網を干すというような場所として完成しているようになっているわけです。それはどのようになるのかという、その4点お願いし

ます。

議長（竹内睦夫君） 答弁、産業部長。

産業部長（岩井敏一君） 最初に、この時期の確認ということでありませけれども、この議案に計上しているこの土地につきましては、昭和 62 年 9 月に公有水面埋め立てに関する竣工認可を受けております。それで、平成 5 年 12 月に表示登記が済んでおります。しかし、にかほ市の面積が増加となる手続がとられていなかったために、今回議案として提出するものであります。

それから、メリット、デメリットでありますけれども、新たに生じた土地の確認によるメリットは、普通交付税の基準財政需要額の増加が考えられます。今回の新たに生じた土地の面積は 1 万 7,460.56 平米で、普通交付税の算出基礎数値にすると 0.02 キロ平米となり、平成 19 年度の普通交付税算出根拠をもって宅地で試算した場合は 6 万 9,000 円の増額になります。また、デメリットについては、これまでも市民の憩いの場として利用されてきておりますので、特にないと思います。メリットなどはあるわけではありますが、一番大事なことは、にかほ市の面積が正確にあらわれているかということであると思います。

次に、このほかに確認の必要な土地ということでありませけれども、漁港関連施設の公有水面埋め立てに関する市有地については、現在のところ確認の必要な土地はありませんが、同様に確認の手続のとられていない主な県有地としましては、平沢漁港のただいま御指摘の漁具干し場、それから金浦漁港では旧小学校前、それから、漁協の事務所の周辺、そして残土処理用地、また、象潟漁港では横の澗公園がありまして、合わせて面積にして約 8.2 ヘクタールになりますが、これらはまだ県による登記がなされておられません。

その次に、平沢漁港の工事中という場所でありませけれども、村上議員も御承知のとおり、この土地につきましても、県が事業主体で行いました平沢漁港修築事業の漁具干し場でありまして、平成 10 年度に完成しております。しかしながら、県が登記をとっていないことから、地方自治法の新たに生じた土地の確認等の手続は行っておりませせん。今後、これらの土地については速やかに県と連携を図りながら、にかほ市の面積が増加するように事務手続を進めてまいりたいと考えております。

議長（竹内睦夫君） ほかに議案第 110 号に対する質疑ございませせんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） これで議案第 110 号の質疑を終わります。

次に、議案第 111 号字の区域の変更についての質疑を行います。質疑ございませせんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） これで議案第 111 号の質疑を終わります。

昼食のため午後 1 時まで休憩します。

午前 11 時 54 分 休 憩

午後 1 時 00 分 再 開

議長（竹内睦夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

午前中に引き続き、質疑を続行します。

次に、議案第 112 号土地の処分についての質疑を行います。22 番佐々木正己議員。

22 番（佐々木正己君） 2 点について伺います。

まず墓地公園に係るということですが、墓地そのもの、あるいは施設に影響はないのかということとであります。

次に、ここに、買収されるところの当該地に高速道路が走るということでもいいのかどうかということです。それから、マスコミ報道もされましたが、当該地から南のほうの買収、あるいは道路図面等はどの程度できているのかということとあります。以上です。

議長（竹内睦夫君） 答弁、建設部長。

建設部長（金子則之君） まず、1 点目の土地を売り払いして墓地などに影響はないかについてお答えいたします。

日本海沿岸東北自動車道用地として買収される所は、添付図面に表示されているとおり仁賀保墓園の西側斜面であります。散策路の一部、あずまやはなくなりますけれども、墓所までには緑地などがあり、大分離れていることから影響はございません。また、公園としての機能についても特に大きな影響はないものと思っております。

それから、2 点目でありますけれども、図面の中ほど、マーキングしております図面の中ほど、マックスバリュー付近ですが、市道天ヶ町塚田 1 号線と並行して、売り払い予定地の斜面の中ほどを通る計画となっております。日本海沿岸自動車道は 9 月 17 日供用開始した両前寺のワンタッチから金浦インターチェンジまでの 10.2 キロメートルは、工事計画図面が完成しております。これをもとに用地買収や工事が行われているところであります。現在、琴浦川付近から大沢川までの用地買収については、面積率にしまして約 7 割ぐらい進んでいると聞いております。以上でございます。

議長（竹内睦夫君） 次に、12 番村上次郎議員。

12 番（村上次郎君） 図面を付してということで説明を求めましたけれども、手元に配付されているこの図面で十分わかりますので、簡単に説明があればいただければというふうに思います。

議長（竹内睦夫君） 建設部長。

建設部長（金子則之君） お手元に配付しております図面に基づき説明をいたします。

水色の太い点線が高速道路で、現在用地買収交渉が行われているルートであります。薄黄緑色で塗られているところが仁賀保墓園区域にありまして、この墓園区域内の青い実線で囲まれているところですが、団子坂 1 番内、144 番内、146 番のうち、2 番内及び隣接する宅地、樋ノ口 2 番 3 が高速道路用地として売り払いしようとする土地であります。以上でございます。

議長（竹内睦夫君） よろしいですか。

ほかに議案第 112 号に対して質疑ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 質疑なしと認め、これで議案第 112 号に対する質疑を終わります。

次に、議案第 113 号損害賠償の額を定めることについての質疑を行います。初めに、4 番池田好隆議員。

4 番（池田好隆君） 損害賠償の額を定めることについての議案であります。10 月 4 日付の新聞報道で「謝罪のない行政対応」というふうな記事がありました。事故発生の 6 月 10 日から相当時間もたっているわけでございます。その損害賠償の話し合いが順調に進んで、現在に及んでおるのかどうか。さらには、さきの提案理由でちょっと説明あったかと思うんですが、私、聞き漏らしましたのでお伺いいたします。資料に裁判例追加額 24 万 4,667 円がありますが、これについてもお伺いするものであります。以上です。

議長（竹内睦夫君） 答弁、産業部長。

産業部長（岩井敏一君） 議案第 113 号の件でありますけれども、1 つ目と 2 つ目の質問まとめて答弁いたします。

市が加入しております全国町村会総合賠償補償保険の引き受け保険会社である保険会社から提示された損害補償額に市の顧問弁護士や秋田県などと協議をした上で、被害者と話し合いを重ねてきたところであり、被害者それぞれから示談に応じる旨の回答をいただいているところであります。賠償額については、議案第 113 号の参考資料として議会初日に配布しておりますので、ごらんいただきたいと思っております。市としましては、保険会社へ無過失の被害者に対し、休業損害慰謝料について上積み交渉をしてきたところで、ぎりぎりの、この資料の の保険金対応額内訳の計欄の額まで認めていただいたところであります。

しかし、あれだけの苦痛を与え、闘病生活をやむなくさせてしまった佐々木さんに対しては、合理的な基準のもとに市の誠意を示すことができないのか検討しましたところ、調停和解等においての判決例をまとめた、裁判所で採用している民事交通事故等訴訟損害賠償額算定基準というものがあまして、その内容で慰謝料を試算いたしましたところ、84 万 4,677 円になります。このことから、保険会社の慰謝料提示額との差額の 24 万 4,677 円を追加するものであります。

なお、この差額の 24 万 4,677 円については、秋田県においても 50%の負担をすることになっております。

議長（竹内睦夫君） 4 番。

【4 番（池田好隆君）「はい、終わります」と呼ぶ】

議長（竹内睦夫君） 次に、15 番榊原均議員。

15 番（榊原均君） 関連すると思えますけれども、この事故が起きてからは半年を経過しまして、ここまでこぎつけたということでございますけれども、私が心配しているのは、この被害者の方のけがの状態からいくと、後遺症が若干心配されるのかなと。なぜこう心配するかといいますと、仮にこの病院というか医師のほうで、この事故が原因でこの症状が出てきたと。で、当然病院に通わなければいけないという状況になったときに、この治療費等、それから休業補償等がまた再び復活する可能性があるのかなという、そういう心配をしておりますので、この後遺症の問題について、今どのように話し合いの中で出てきているのか、また、将来その心配がないのかどうか、そ

の辺のところ、まずお伺いしたいと思います。

それから、現在、この被害者の方はもう一切治療は終わっているという解釈でよろしいのでしょうか。2つ目はそれでございます。

それから、3つ目になりますけれども、これはちょっと確認になりますけれども、今、4番議員にお答えしたのが正解なのかなと思いますけれども、最初、市長が提案したときには、私は、示談がもうほぼ話し合って成立目前に来ているのかなという解釈をしておりましたけれども、担当部長の補足説明の中で、話し合いが続行しているような答えがありましたので、補足説明がありましたので、この辺のところをちょっと確認をもう一度させていただきたいと、そう思います。

それから、慰謝料なんですけれども、結局、市としてもできるだけことはしたいということで上積みを図ったわけなんですけれども、慰謝料の場合はいろいろな要素が算定の中に入ってくるわけなんですけれども、その基本的な算定基準を、もしわかれれば示していただきたい、そう思います。

議長（竹内睦夫君） 答弁、産業部長。

産業部長（岩井敏一君） 今後の後遺症についてでありますけれども、9月22日に由利組合病院の通院を最後に、その後は今のところ通院をしておらないようであります。市と県では、この御質問のことが大変心配でありますので、示談書の中へ、あずまや屋根落下事故に起因する後遺障害が発生した場合には、医師の診断に基づき、誠実に対応をすることを約束するというを示談書の中へ明記したいと県と一緒に相談 — 相談というか、明記することにしております。

それから、治療は終わっております。それから、話し合いにつきましては、示談のことについても話をしているということで、示談のほうへ向けて話をしているということの意味であります。

それから、慰謝料の算定でありますけれども、先ほど池田議員のほうへお答えしましたとおり、保険会社の慰謝料等については、何ていいますか、保険会社の慰謝料基準表により決めております。しかしながら、今回の額については、この保険会社の慰謝料の基準表より — 普通、一般的にはこの決めた額でありますけれども、裁判になった場合、当然、裁判費用いろいろかかるわけなんですけれども、弁護士さんもつきますので、そのところで再度争われた時点で、裁判所のほうとしては和解にもっていくというような形で、この保険会社の慰謝料基準表よりワンランク上の基準表を使って算出しているということが、いろいろあちこちから聞いた結果、そういうことになりましたので、まあ裁判にいけばこれは大変でありますけれども、行く前に、裁判所で使っている基準表を使って算出したというところあります。

議長（竹内睦夫君） 15番榊原均議員。

15番（榊原均君） そうしますと、この議会が終了して可決になれば、被害者3名の方がおられるわけなんですけれども、即示談に入れるという解釈でよろしいのか、それ1点。

それと、この数字をこのお三方にもう既に示しておられるのかどうか、内々で、このくらいになりますよということを示しておられるのかどうか、第2点。

それから、この治療費なんですけれども、お三方が98万円から2万6,000円、1万5,000円何がしとありますけれども、この治療費に関しては、その方の保険証を使っての治療なのか、それとも一切使わないで、満額保険で病院に支払ったという解釈でよろしいのか、その3点についてお

伺います。

議長（竹内睦夫君） 答弁、産業部長。

産業部長（岩井敏一君） 示談に入れるのかということですが、そのとおりです。

それから、額を示しているのかということについても、そのとおりであります。

それから、治療費関係については、すぐ対応した関係で、病院のほうへ、うちのほうというか、当初は県との話し合いの前でしたので、第三者行為ということで、当方でお支払いしますということで、病院のほうの支払いは今のところ待っていただいているという状況であります。

【15番（榊原均君）「はい、終わります」と呼ぶ】

議長（竹内睦夫君） ほかに議案第113号に対する質疑ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） なしと認め、これで議案第113号の質疑を終わります。

次に、議案第114号平成19年度にかほ市一般会計補正予算（第7号）の質疑を行います。

初めに、7番佐々木正明議員。

7番（佐々木正明君） 25ページの観光施設費の13節委託料について伺います。

これ「サン・ねむの木」の今後の調査委託の不動産鑑定料35万円となっていますけれども、にかほ市とこれは賃貸契約しているはずなので、今、にかほ市では月30万円もらって貸しているはずなんですけれども、この賃貸契約はいつまで、どういう賃貸契約になっているのか、この内容について伺います。

2つ目としては、「サン・ねむの木」で働いている従業員の方々、この方々も賃貸契約をするときに退職金もこれにつぎ込んでやった方々が数名おられると聞いたんですけれども、その方々を含めて、今、実際に働いている方々とはどのような話し合いをなされたのか、伺います。

また、3番目として、不動産鑑定をして今後どのように考えているのか、方針が決まっておりますら、伺いたいと思います。

次に、26ページの公園管理費の15節の工事請負費ですが、これは小砂川の海岸トイレ改修工事50万円についてですが、観光客や海水客も利用するトイレでありまして、解体から補修に変えていただくということで、地域住民の方々も大変喜んでおられるようで、大変に結構なことだと思います。

ただ、これ、トイレと道路の間に公共ですが大分前から設置されていたわけなので、これは前からやる計画があったものだと思いますけれども、なぜ今までやれなかったのか。また、今後の維持管理はどのようにやるように話し合いとか、地域住民となされたものが、伺います。

議長（竹内睦夫君） 答弁、産業部長。

産業部長（岩井敏一君） 最初に、「サン・ねむの木」の不動産鑑定料についての御質問でありますけれども、賃貸内容であります。賃貸借期間は平成15年4月2日から平成20年3月31日までとしております。賃借料の額につきましては、平成15年と16年度の貸付料を月額30万円としておりまして、17年度以降につきましては、双方協議の上、定めるものとしておりまして、その後は毎年度同額により更新をしてきております。

次に、従業員との話し合いということでありませけれども、今後の使用方法について数回の協議の場を持っております。協議の中で、現在の会社経営状況についても話し合っておりますけれども、売買については建設後 30 年たっているために、今後の大規模修繕を考えると大変厳しいようで、今後も引き続き貸し付けを継続してほしい旨の要望を受けているところであります。

それから、不動産鑑定後の考え方でありませけれども、「サン・ねむの木」の不動産鑑定後の考え方ということで、平成 15 年度に雇用能力開発機構から譲渡を受ける時点で、佐々木議員もおっしゃっているとおり、譲渡後 5 年間は転売してはならないとの条件でありませけれども、今年度末でその 5 年間になることとなります。この施設は昭和 53 年に完成し、30 年を経過しようとしており、これまでも約 900 万円の維持修繕費をもって市のほうで管理をしてきておりますが、近い将来、大規模改修工事が必要になることが予想されます。また、この先も塩害や経年による劣化は一層進むこととなります。そうしたことから、今後も貸付収入を得ながら維持管理を続け、いずれ解体へと進むのか、あるいは財産評価ができるうちに譲渡処分をし、民間の活力を引き出す道を選ぶのか、今後判断をしなければならぬと思います。その判断材料として、固定資産税課税標準額相当額による検討資料だけでなく、適正な実勢価格を把握するため、今回、不動産鑑定を委託するための予算計上をしておるものであります。

次に、小砂川海岸のトイレの改修でありますけれども、当初予算では、くみ取り式トイレのために解体して仮設トイレの設置を予定しておりましたが、その後、地域の自治会から水洗トイレの建設要望があり、協議を行ってきております。検討した結果、農集排施設への接続やトイレ数の減等による工事費の軽減が可能になりましたので、それから、また、自治会では軽微の補修や電気、水道、農集排使用料などの維持管理を負担するというようなことで、今回の補正計上になったものであります。

その場所の公共ますについては、武藤観光課長がお答します。

議長（竹内睦夫君） 答弁、観光課長。

観光課長（武藤一男君） 小砂川の農集排、すべて完成したわけですが、その時点で農集排のますは設置しておりました。それで、当初は、くみ取りというか、大分年数、老朽化がひどいものですから、やはり解体してやりたいというふうに地区要望で回答しておまして、それで、4 月の時点でも自治会と打ち合わせをしました。その後また打ち合わせをして、いろいろなところで試算をしてみました。解体費は当初予算で計上されておりましたので、それと、まずどのくらいかかるのかを安い人からいろいろ見積もりをいただきまして、例えば女子であればトイレが 3 個ついているところを 2 個にするとか、それから、部分的に壊れている外壁を直すとか、やはり利用者の考え方に立って考えてみた結果、やはり今のものを直して農集排につないだほうが、そして、自治会のほうでも、補修について、それから維持管理について自分たちも頑張るという意思が伝わってきたものですから、協働の考え方でこういうふうにトイレを改修するという形にしております。

【7 番（佐々木正明君）「了解」と呼ぶ】

議長（竹内睦夫君） 次に、同じく議案第 114 号に対しての質疑、16 番竹内賢議員。

16 番（竹内賢君） 3 点、伺います。

1点目は、13ページですが、特別職報酬等審議会報酬18万6,000円については、説明の際には10名で3回ですと、そういう説明でしたので、報酬の問題については昨年の経緯もあります。今回計上した理由等というか、もう少しやっぱり詳しく伺いたいと思います。

2つ目は、25ページですが、7の2の1の19、特産品開発助成金30万円についてです。18年度の決算を見ても162万円で、陶器やまんじゅう、ジャージープリン等の助成をしています。ただ、事務報告書には経過や結果、あるいは評価等については載っていませんので、この特産品開発助成の特産品を開発することについては異論ないわけですが、短期間で結果を出すことはかなりやっぱり厳しいだろうと。そういう状況の中で成果が出るようにどうフォローしていくか、あるいはいろいろな情報を提供しながらいくか、そういうことについて、担当課として今回の場合についてはおそばという話でしたが、具体的にもう少し詳しく説明をいただければと思います。

次の同じく25ページの「サン・ねむの木」の関係については先ほども答弁をいただきましたが、1点だけ、ここに書いていますが、「35円」じゃありません、「35万円」です。現在の「サン・ねむの木」の経営状況、あわせて従業員の雇用内容、こういうことが今わかりでしたら、伺いたいと思います。

議長（竹内睦夫君） 答弁、総務部長。

総務部長（佐藤好文君） 今回の特別職報酬等審議会の諮問の案件は、議会議員の報酬の額についてでございます。

なお、前回において、審議時間が短いのではないかとのお意見がございましたので、委員の皆様がさらに十分な資料など検討を要する時間を考慮し、最大3日間の開催分を予算計上したものでございます。以上です。

議長（竹内睦夫君） 次、答弁、産業部長。

産業部長（岩井敏一君） 特産品のことでありますけれども、御質問のとおり平成18年度は4件の申請がありまして、162万2,000円を助成しております。成果でありますけれども、市の関係施設での販売や自宅販売で順調に売り上げが伸びている方もありますけれども、まだ体制づくりの方もあります。担当課では、本人の希望によって助成した団体や個人へ財団法人電源地域振興センター、これは専門員が販売方法とか販売ルートの開拓、こういうものについてアドバイスをする組織でありますけれども、これらを紹介して、商品相談、商談会への推薦や各種物産展の情報提供をするなどの支援を行っております。

また、商品については、市の関係施設の物産コーナーに商品を置きながら、市の特産品としての売り込みを図っているところであります。そばのことでありますけれども、本郷そば工房から販売を目的に設備投資をするために助成の要望がありまして、その要望内容ですが、製粉機、そば打ち機、ラベルなどをやりたいということの要望であります。

それから、「サン・ねむの木」のことですけれども、「サン・ねむの木」の経営状況についてということですが、毎年度の貸付料の契約に当たりまして、双方で協議を行い、その席上で収支状況の報告をいただいております。このことは、あくまで協議のための資料の1つとしての報告であります。経営状況は厳しいようであります。以上です。

議長（竹内睦夫君） 16番竹内賢議員。

16番（竹内賢君） 1点目の話ですと、議員の報酬額についてというお話でした。これをいわゆる今回議員だけというふうにして出したという、やっぱり根拠が理由があると思うんです。それをまず1点お聞きしたいと思います。

それから、2つ目の特産品の開発の関係、本郷そば工房というお話でした。これで、いわゆる具体的な本郷そば工房の組織というか、そういうものが恐らく申請の際に、あるいはお話し合いの際に出てきていると思いますので、具体的な、これこれのことをやりたいと、そういう、何ていうか、展開する内容について出されているのかどうか、伺いたと思います。

あと、「サン・ねむの木」については、あとの人も質問する方もありますので、そちらのほうに譲りたいと思います。

議長（竹内睦夫君） 答弁、総務部長。

総務部長（佐藤好文君） そうすれば、お答えします。

今回諮問することにした経緯については、合併後の議員活動は、合併による行政面積、並びに人口の広がりにより活動が広域化しております。また、議員に課せられた役割は重大なものとなっております。しかし、にかほ市の議員報酬は、県内の他の市に比較して、非常に低い額となっております。再度御審議いただくことといたします。以上でございます。

議長（竹内睦夫君） 答弁、産業部長。

産業部長（岩井敏一君） 本郷そば工房の組織ですけれども、本郷集落の方々、五、六人の方々のようで、その方々が主体になってやっていくということでありまして。それで、収穫したそばを粉にして、そばの段階まで製品化して、販売までいきたいということの申請が来ております。

議長（竹内睦夫君） 16番竹内賢議員。

16番（竹内賢君） そばのことで、そうすると、例えば店舗を構えて、観光客とか、あるいは地域の皆さんに提供して、そこで食べてもらって評判をよくしていくとかじゃなくて、製品にして販売すると、そういうことを目的としたあれなんですか。

議長（竹内睦夫君） 答弁、産業部長。

産業部長（岩井敏一君） この後の質問と重複するところがありますけれども、目的は製造、加工ということでありまして。販売については、その製造加工した販売については、小滝の案内所とか、道の駅の直売所、「はまなす」の施設、こういうところで販売しながら、新たな販路の拡大を図っていきたいということで、将来的には直接食堂体制を目指したいということでありまして。

【16番（竹内賢君）「はい、終わります」と呼ぶ】

議長（竹内睦夫君） 次に、12番村上次郎議員。

12番（村上次郎君） 14ページになります。2款1項12目ですが、情報化推進費の光ファイバ移設委託料となっております。この移設の場所、委託先、それから、これ以外にいろいろな事情を検討しながら移設しなければいけない、こういうところが出てくるかどうかというのが1点です。

それから、16ページ、2款5項2目になりますけれども、指定統計調査費の物価統計調査員の人数、報酬の支払い時期、統計の結果報告、いつ締め切るかというふうなことになるんですが、その

結果の報告の扱いなども含めてお願いします。

なお、このほかに各種統計あります。工業統計とか、大きいものでは国勢調査もありますし、人口動態等々、各種の調査を委託されている人がおりますけれども、一部話によれば、仕事が終わってから報酬支払いまでの時間が相当経過するというようなことも、これは国との関係もあって簡単ではないかもしれませんが、そういう声も聞こえております。そういうことを含めて質問します。

議長（竹内睦夫君） 答弁、総務部長。

総務部長（佐藤好文君） 初めに、情報化推進費の光ファイバの移設の件でございます。今回の補正予算に計上いたしましたのは、公共下水道終末処理場、笹森クリーンセンター敷地拡張にかかわる電柱移設に伴う移設でございます。委託先は、この後、見積もり徴収等をしまして、業者を決定してまいりたいと思います。

なお、今後の見通しですが、電柱移転により発生する事案でありますので、添架をしている東北電力、NTTからの情報提供により移設を実施しているところでございます。したがって、緊急的な要素が強いことから、なかなか見通しは立たないわけですが、できるだけ情報収集に努めながら、速やかに対応するというところで考えているところでございます。

それから、2つ目の物価統計の関係の御質問ですが、調査員の数は2名でございます。報酬の支払いについては、来年1月下旬までは支払いしたいというふうに考えております。この支払の方法ですが、一応統計調査が終わった後も、その調査内容の整理、あるいは研修等々がありまして、終わったということですがすぐ支払いということにはならないわけですが、できるだけ速やかにお支払いしたいというふうに考えているところでございます。また、統計の結果報告ですが、この統計調査の集計については、市や県でまとめるものでなく、国の統計局でまとめることから、公表までは約2年ぐらいかかっているようです。平成14年に同じく物価統計調査が実施されましたが、結果については平成16年の4月に公表されているようです。今回の調査結果についても、それからかんがみますと、平成21年の4月ごろになるのかなと想定しているところでございます。以上です。

議長（竹内睦夫君） 12番村上次郎議員。

12番（村上次郎君） この調査の開始、それから終わりの時期、これはどういうふうになっているかということと、何か調査を終えてから結果まとめて発表まではかなりの期間がたつということになると、調査の実況といえいいんですか、その生かし方が非常に狭まってくるのではないかと思いますので、この調査目的なども含めてお願いします。

議長（竹内睦夫君） 答弁、総務部長。

総務部長（佐藤好文君） 先ほども申し上げましたけれども、第1点は、国から県が委託を受けて、市が県からまた委託を受けるというふうな形での調査内容になっております。ということで、最終的には国がまとめるということになります。そういうことなので、公表はおくれるわけですが、その中で、もし市の行政に役立つもので、公表はできないわけですが、行政に生かせるものがあれば、それは生かしていきたいというふうに考えております。

それから、調査ですが、いずれ平成19年度に行われるということで、県のほうから国の

ほうから示されているということでございます。以上です。

議長（竹内睦夫君） 12 番村上次郎議員。

12 番（村上次郎君） 調査時期というのはまだはっきりしないんですか。いつからいつまでというふうなことで、それから、目的、国からということだけですが、何に生かすためというふうなことがはっきりしていないのかどうか。

議長（竹内睦夫君） 答弁、総務部長。

総務部長（佐藤好文君） 目的は、いずれ物価統計調査ということになっておりますので、内容を見ますと、提案理由のときも話しましたけれども、各商店の調査とか、あるいはサービス業における、例えばラーメン 1 杯の値段だとか、それからタクシー料金だとか、広範囲に広がっている物価、一口に言いますと物価の調査ということで、現在、にかほ市に例えれば 19 年度における物価の動向を調査するというふうに私は理解しているところでございます。

それから、調査の期日ですね、調査月日ということなんですけれども、これは 11 月 21 日を基準にしてほしいというふうに県のほうから示されております。ただし、今回、今の時期の予算補正となったのは、その額について県のほうから示されたのが 10 月 18 日ということになっておりましたので、補正予算としては今回計上してございましたけれども、調査の基準日というのは 11 月 21 日というふうに示されております。以上です。

議長（竹内睦夫君） 次に、15 番榊原均議員。

15 番（榊原均君） 25 ページの商工費なんですけれども、19 節の負担金及び補助金なんですけれども、同僚議員の方も質問しておりますので、なるべくダブらないようにしたいと思います。

そばの件なんですけれども、これどの程度の面積でつくっておられるのか、また、将来、どの程度まで広げたいという考えを持っておられるのか、その辺のところ、まず第 1 点お願いしたいと思います。

それから、私は、そばをきちんと食べさせてくれるのかなという期待を持っていたんですけれども、製品にして売ることなので、将来はその辺も考えておることなんですけれども、このそばを部長なり市長なり 1 回食べたことありますか。その辺、まず第 2 点。

それから、いろいろ計画書を出して、補助金申請をするわけなんですけれども、このそばの今回の補助金、助成金だけじゃないんですけれども、この申請するときは意外と厳しい査定をすると思います。ところが、一たん決まりますと、その後どういう使われ方をしているのかという後の評価、これがちょっとどのような形で担当のほうで、追跡というとおかしいんですけれども、調査をしてやられておられるのか、その辺のところもちょっとお聞かせいただきたいと思います。

ここで、将来性ということなんですけれども、私はそういうことを含めて考えているのかと思っていましたけれども、そばの製品だけというので、将来性といったらこれちょっと難しいと思うんですけれども、その計画書の中で、この方々が今後将来、この本郷でそばをこういうふうにしたいという夢とか口マンがあったらお聞かせいただきたいと思います。

議長（竹内睦夫君） 答弁、産業部長。

産業部長（岩井敏一君） 本郷地区のソバの耕作面積は現在 11 ヘクタールであります。それと

今年度の収穫が 2.6 トンであります。このうち、1 トンについては、来年度の種用に保存しまして、残りの 1.6 トンを製造加工する予定と伺っております。先ほどの竹内議員にお答えしたのとダブルのわけですが、販売については小滝の案内所とか道の駅の直売所、「はまなす」の施設で販売しまして、そういうことをやりながら新たな販路拡大を図っていくと。それから、将来的には、今後は小滝案内所内のスペースを利用した食堂体制を目指していきたいと、そういうことで地産地消の本郷そばのブランド化に努めたいという目的であります。

将来の目標面積でありますけれども、上郷地域ではソバの耕作面積がどんどん毎年度ふえてきております。そういうことで、将来の目標面積と言われてもちょっとどこまで伸びるのかわかりませんが、現在、年々栽培面積が伸びてきております。

それから、食べたことはあるかということですが、以前、交流している浅草から来たときに、この代表の方々 3 名が浅草から来た人に食べさせたいということで、その目前までいったんですが、来られたときに豪雨災害でちょっとそれどころでないということで、それ以来、食べるチャンスは失っております。

それから、この評価とか夢ということですが、まず自分方の農業の減反に対するソバを、自分方の農業の一環として取り組みたいという熱意ある要望でありますので、行政としても力を入れて支援してまいりたいというふうに考えております。以上です。

議長（竹内睦夫君） 15 番榊原均議員。

15 番（榊原均君） そばに関しては、大変今、健康ブームといえはおかしいんですけども、大変ブームになっておりまして、ありきたりのそばでは売れないだろうと。山形県に行くと、とんでもないところにそば屋さんあっても、えらい混んでいるという、そういうところもありますので、やるとすれば、やっぱり私は本物を目指してやっていただきたいと思います。決して交通の便がいい悪いでは、私は問題はあまりないだろうと。逆にそういうへんぴなところにそういうものを求めて行く人もかなりいるのではないかと思いますので、その辺のところもきちんとぜひやっていただければなど、これ希望 — 言っちゃだめなんだよね — そういうことであります。

それと、次の 13 節の委託料、先ほどお二方の議員の方もいろいろな角度から質問しておりますので、私は絞って一、二点お尋ねしたいと思います。

これは恐らく先ほどの説明では、来年の 3 月をもって契約期限が切れると。で、当初の雇用能力開発機構ですか、そちらのほうからの譲渡の際は 5 年間転売はだめだということで、その 5 年の期限が切れるということが今回こういう形での、一つの評価をして、今後の「サン・ねむの木」のあり方を検討しなければいけないということだろうと、まあ築 30 年も過ぎていきますから。そこで、この不動産鑑定を受けて、いつごろまでにこの「サン・ねむの木」をどうしよう、こうしようという結論を出されようとしておられるのか、そこをまず 1 点お伺いをしたいと思います。

それから、先ほどのお答えの中で、当然そのまま使用するとすれば、大規模改修も辞さないという、そういう時期に来ているということなんですけれども、大規模改修したときに、一体この施設はどの程度かかるかというところを今後検討する予定があるのかないのか、その辺のところもお聞かせいただきたいと思います。

議長（竹内睦夫君） 答弁、産業部長。

産業部長（岩井敏一君） ただいまの質問のいつごろまで結論を出すのかということと、大規模改修の御質問ですけれども、現在のところはっきりした、はっきりといいますか、そこら辺の案はまだ固まっております。この不動産鑑定を見ながら、これからのことを検討してまいりたいということで、この後のこと、日程等については現在のところはっきりしたものは持っておりません。

議長（竹内睦夫君） 15 番榊原均議員。

15 番（榊原均君） 恐らく鑑定を入れて、今の施設の評価を受けるということは、当然担当としても将来民間に払い下げも視野に入っているのかなと私は思います。そうしたときに、一番心配されるのは、仮にだれかが、今の継続する経営している方々が仮に格安で払い下げますと、問題が、私は当然事業をやめるときには多分更地で返してくれということになるのではないかなと思うんです。ちょっと先走って申しわけないんですけれども。そうしますと、相当の解体費になるわけですよ。そこまで私はやっぱり民間としては計算していかなければいけないと思います。今、例えば 100 万円で払い下げますから、ああ安くていいなと。で、そのとき、じゃやめるときに必ず、解体は行政でやりますから安心してやると私はならないだろうと思います、普通の契約からいうと。その辺のところも私は十分考慮に入れた、これから将来の持っていく方、民間に払い下げするにしても、十分その辺は考慮していかなければいけない部分ではないかなと思いますけれども、今まだ考えてないとすればいいです、答えは。その辺のところどういうふうに考えて、もし今の時点で何かあればお答えをいただきたいと思います。

議長（竹内睦夫君） 何かありますか。答弁、産業部長。

産業部長（岩井敏一君） その辺のところも含めたところで今後検討してまいりたいということでありませう。

【15 番（榊原均君）「終わります」と呼ぶ】

議長（竹内睦夫君） ほかに議案第 114 号に対しての質疑ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） これで議案第 114 号に対する質疑を終わります。

次に、議案第 115 号平成 19 年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定補正予算（第 3 号）から、議案第 118 号平成 19 年度にかほ市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）まで 4 件の質疑を行います。質疑ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 質疑なしと認め、これで議案第 115 号から議案第 118 号まで 4 件の質疑を終わります。

次に、議案第 119 号平成 19 年度にかほ市ガス事業会計補正予算（第 3 号）の質疑を行います。16 番竹内賢議員。

16 番（竹内賢君） 1 つだけ伺いたいと思います。どこでというふうに思ったんですけれども、たまたま私の住んでいる地域で、質問に書いてあるように、武道島地域内のガス管敷設工事としてガバナ設置、N = 1 カ所、606 万 9,000 円で、工期が 19 年 4 月 26 日から 5 月 18 日まで行われてお

ります。これはMCCの象潟工場に対するガスの供給の関係です。その後、8月21、22日の大雨の関係で、そこが流されたんじゃないかと、結局水が入ったとか、いわゆる不適切な、今考えると不適切な場所だったろうと。その後、同地にまたガバナ移設工事ということで215万2,000円でやられているわけです。工期は19年10月10日から19日まで行われている。

この2つの工事についての経過が少し聞いているところがあるわけです。というのは、私どものほうに住んでいるある人が、最初の工事の際に、この場所だったら、大雨とかそういうときに水が入ると、したがって、場所的に不適切な場所でないかと、そういう話をガス事業所の職員に話をしたと。それがきちんと伝わって、ああいう工事がやられたのかどうかです。というのは、今、ガス料金の引き上げとか、そういう問題もあるわけです。したがって、例えばそういうものに対して耳をかして、計画的にきちんと土質とか、あるいは土地の状況とか、そういうものを調べてやれば、ああいう結果にならなかったんじゃないかと、215万2,000円何がしというのは必要ではなかったのではないかと、そういう思いが少しありましたので、あえてこの質問をさせていただいたわけです。経過について伺いたいと思います。

議長（竹内睦夫君） 答弁、ガス水道局長。

ガス水道局長（須田登美雄君） それでは、今回の工事の内容について若干御説明をしたいと思います。

今回の工事につきましては、今御質問にありましたように、大口需要への対応ということとあわせまして、武道島地内の供給圧力の改善を目的といたしまして計画されたものでございます。大口需要の関係はガバナの設置を主なものとしており、武道島地内の供給圧力の改善工事については、ガバナからの本管を延長し、象潟警察署宿舍前の道路に埋設されている本管と接続することということで予定していたものでございます。ちょうど象潟警察署前の道路に行く間の土地に市有地があり、そこで埋設する方向をとりましたけれども、実施設計の段階に入りまして、その土地が比較的土壌幅が狭く、80センチぐらいしかなかったんですが、その土地に大きな排水ますがあることが判明しております。したがって、これを回避するためには隣の警察署用地、まあ県の用地になりますけれども、ここの駐車場を借用しなくてはならないというふうなことになるしまして、その時点で新たに県のほうと土地の借用交渉ということで協議を重ねたものでございます。

一方、大口需要のMCCのほうにつきましては、工場側の希望もありまして、6月1日から使用したいというふうなこともございましたので、これの供給に間に合わせなければならないということで、設計の段階で工期を1期工事、それから2期工事というふうに分けて発注するというふうな方向で進めたものでございます。

最初に大口需要分のということで、MCCのほうの工期ということで完成したわけなんですけど、その完成後に、御存じのとおり8月21、22日、未曾有の大雨というふうなことで大変な水害が起こっております。その時点で、うちのほうの新規のガバナも本当に危うく全部水没というふうな状況が発生したものですから、これまでになかったような水害であるというような観点でいたんですけども、21日、22日と2日連続で同じような目に遭いまして、またこのようなことが発生するとまずいということで、今後そういうふうな場合になれば、せっかくのガスに供給障害が起こる可

能性が強いということでありまして、1期工事の分のガバナの移設を急遽考えたものでございます。また、あわせまして、ちょうどそのころには県のほうとの土地の交渉も調べてまいりましたので、当初計画しておりました2期工事の分とあわせまして、ガバナの移設と、それから当初計画にありました2期工事のほうの武道島地内の供給圧力改善のための工事ということを実施したものでございます。

今お尋ねにありました、工事の前に水が上がるよというお話をしたということでございますけれども、うちのほうの職員のほうからも一応話は聞いてみましたけれども、工事ができ上がった時点で、これまで30センチくらい水が上がったよという話は聞いているということでした。そして、今回の場合は、この30センチの豪雨ではなくて、約60センチと、その倍もの水位が出ているというふうなことで、今後の温暖化等の問題もありまして、いろいろな危険があるのではないかなということで、急遽このような工事となったというふうなものでございます。

議長（竹内睦夫君） 16番竹内賢議員。

16番（竹内賢君） そうすると、確認しますが、最初から、あそこのいわゆるガス管敷設工事、それからガバナ設置、この工事については、1期工事、2期工事ということで、最初からの計画書そのものもそういうふうに、例えば今の4月26日から工事を計画する際に、1期工事、2期工事ということをした計画書をちゃんとつくっているわけですね。それがまず1点です。

それから、たまたま大雨のためにあそこが水没したので、それは移したと。それが例えば、移すことを、大雨とかそういう、ああいう状態がなければ、普通の状態の場合だったら、例えば今までのような季節の雨量とかそういう場合だったら、そういうものについては移設はしなかったんだと、こういうことなんですか。

それから、3つ目は、30センチという話、でき上がってからって、できる前に、最初の工事の段階、工事に取りかかった段階で、そういうものについての話は全然職員としては、そういう話、ここ危ないよというような話は聞いた人はいなかったと、こういうことなんですか。

議長（竹内睦夫君） 答弁、ガス水道局長。

ガス水道局長（須田登美雄君） 最初に、この計画の話でございますけれども、先ほど申し上げましたとおり、最初は一体としてやる計画でございました、予定で設計にも向かったわけなんですけれども、新たな問題として土地の借用問題という件が発生したことと、それから、大口需要への供給の時期という問題が絡みまして、やむなく分けたというものでございまして、全体としての計画の中は変わっていないということではあります。その分けたものを証明するものということは特にありませんが、最初からそういうふうな形で向かっていたということでございます。

それから、今回の雨が降らなければ移転はなかったのかということですが、一応私どもではそういうふうに考えております。雨がそういうふうなことで、そういうふうなもののおそれが発生したために、ガバナの移設については、申しわけないですが、再度移設させていただいたということで、その後、TDKさんのほうとも用地交渉をいたしまして、土地の借用をお願いしまして、それから、そちらのほうにも移転をしたということでございます。

それから、最初からわかっていたのではないかなということですが、その30センチ云々

につきましては、うちのほうの職員であれば、工事の設計前ということではなくて、完成後というふうには伺っております。

議長（竹内睦夫君） 16番竹内賢議員。

16番（竹内賢君） ちょっとくどくて申しわけないんですが、再度確認、最初から計画書そのものは、今の警察署のわきと、きちんとした計画書を出して、それで積み上げていって、計画書そのものはやっぱりあるわけですね。これがまず1つです。で、たまたまいろいろ検査とか測量とかそういうのをやったことのために、さすがあったとかそういうことでできなくて、2期に分けたと、こういう形になったということなんですね。

それから、もう一つは、職員の人がそういう話は1回も聞かなかったという、そういうお話だったんでしょうか。

議長（竹内睦夫君） 答弁、ガス水道局長。

ガス水道局長（須田登美雄君） 特別に計画書というふうなそういうものではないと思います。あくまでもこういうふうな構想でやりたいという図面程度のものはあるかとは思いますが、全体的な計画を示したというものではないということでございます。最初から武道島地域地内の供給圧力の改善及び大口需要にこたえるということで進めておりましたので、そのとおりでございます。

それから、水位のことでございますけれども、1回も2回もということではなくて、私たちのほうではそういうことの話聞いたのは完成後というふうなことで伺っているということでございます。

議長（竹内睦夫君） ほかに議案第119号に対する質疑ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 質疑なしと認め、議案第119号に対する質疑を終わります。

所用のため2時15分まで休憩します。

午後2時4分 休 憩

午後2時14分 再 開

議長（竹内睦夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議案第120号平成19年度にかほ市水道事業会計補正予算（第3号）の質疑を行います。質疑ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 質疑なしと認め、これで議案第120号の質疑を終わります。

日程第23、一般会計予算特別委員会の設置を議題とします。

お諮りします。にかほ市議会委員会条例第6条の規定により、議案第114号の審査のため、議長を除く23人をもって構成する一般会計予算特別委員会を設置したいと思います。これに御異議ご

ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 異議なしと認めます。したがって、そのように決定しました。

一般会計予算特別委員長が決まるまで、にかほ市議会委員会条例第 10 条第 2 項の規定により、年長議員から司会をお願いします。23 番山田明議員。

しばらく休憩します。

午後 2 時 15 分 休 憩

.....

一般会計予算特別委員会会議録

出席委員(22 名)

1 番	飯尾善紀	2 番	佐々木正勝
3 番	市川雄次	4 番	池田好隆
5 番	宮崎信一	6 番	佐藤文昭
7 番	佐々木正明	8 番	小川正文
10 番	加藤照美	11 番	佐々木弘志
12 番	村上次郎	13 番	菊地衛
14 番	佐々木清勝	15 番	榊原均
16 番	竹内賢	17 番	佐藤元
18 番	斎藤修市	19 番	佐々木平嗣
20 番	池田甚一	21 番	本藤敏夫
22 番	佐々木正己	23 番	山田明

欠席委員(1 名)

9 番	伊藤知
-----	-----

.....

議会事務局職員

議会事務局長	竹内享一	局長補	佐藤谷博之
議事調査係長	佐藤正之	主査	佐々木美佳

.....

説明員

市長	横山忠長	副市長	横山昭
教育長	三浦博	企業管理者	佐々木勝利
総務部長	佐藤好文	市民部長	池田史郎
健康福祉部長	笹森和雄	産業部長	岩井敏一
建設部長	金子則之	教育次長	小柳伸光
ガス水道局長	須田登美雄	消防長	中津博行
総務部総務課長	齋藤隆一	財政課長	森鉄也

税 務 課 長	齋 藤 利 秀	情報システム課長	齋 藤 正 司
市 民 課 長	木 内 利 雄	福 祉 事 務 所 長	細 矢 宗 良
農 漁 村 整 備 課 長	伊 藤 賢 二	観 光 課 長	武 藤 一 男
都 市 整 備 課 長	佐 々 木 義 明	ガ ス 水 道 局 管 理 課 長	佐 藤 俊 文
ガ ス 水 道 局 事 業 課 長	北 村 正		

.....

午後 2 時 15 分 開 会

年長委員（山田明君） にかほ市議会委員会条例第 10 条第 2 項の規定により、一般会計予算特別委員会の委員長が決まるまで、私が司会することにいたします。

ただいま出席している委員は 22 人です。したがって、にかほ市議会委員会条例第 16 条で規定する定足数に達しております。ただいまから一般会計予算特別委員会を開会いたします。

委員長及び副委員長の選任についてを議題とします。

お諮りします。委員長、副委員長の選任は、申し合わせにより、一般会計予算特別委員会委員長に 23 番、私、山田を、同じく副委員長には、各常任委員会の副委員長が交代で務めることになっておりますので、10 番加藤照美委員を推薦します。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

年長委員（山田明君） 異議なしと認めます。したがって、委員長には 23 番、私、山田を、副委員長には 10 番加藤照美委員が決定しました。

23 番、私、山田、10 番加藤照美委員が議場におりますので、本席から、にかほ市議会会議規則第 32 条第 2 項の規定に準じて告知します。

【年長委員（山田明君）、年長委員としての任を解かれ、一般会計予算特別委員長として議事をとる】

一般会計予算特別委員長（山田明君） 一般会計予算特別委員会は、にかほ市議会委員会条例の定める常任委員会を一般会計予算特別小委員会に改め、一般会計予算特別委員会に付託予定の議案第 114 号をそれぞれの一般会計予算特別小委員会で審査をお願いしたいと思います。これに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

一般会計予算特別委員長（山田明君） 異議なしと認めます。したがって、そのように決定しました。

これで一般会計予算特別委員会を散会します。

午後 2 時 19 分 散 会

.....

午後 2 時 19 分 再 開

議長（竹内睦夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第 24、議案及び陳情の付託を議題とします。

ただいま議題となっています議案第 101 号から議案第 120 号までの 20 件は、お手元に配りました議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会及び一般会計予算特別委員会に付託したいと思います。これに御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 異議なしと認めます。したがって、そのように決定しました。

次に、陳情第 12 号から陳情第 15 号までの 4 件は、お手元に配りました陳情文書表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 異議なしと認めます。したがって、そのように決定しました。

以上で本日の日程は全部終了しました。本日はこれで散会します。

午後 2 時 20 分 散 会